

# 下田市地域防災計画

## 地震対策編

令和4年3月  
下田市防災会議



# 目 次

## 第1章 総則

第1節 計画の主旨 .....	1
第2節 過去の顕著な災害 .....	2
第3節 予想される災害.....	2
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	4

## 第2章 平常時対策

第1節 防災思想の普及.....	11
第2節 自主防災活動.....	11
第3節 地震防災訓練の実施 .....	11
第4節 地震災害予防対策の推進.....	14
第5節 要配慮者の安全対策 .....	22

## 第3章 地震防災施設緊急整備計画

第1節 防災業務施設の整備 .....	23
第2節 避難地、避難路の整備.....	24
第3節 緊急輸送路の整備 .....	24
第4節 防災上重要な建物の整備.....	25
第5節 災害防止事業.....	26
第6節 災害応急対策用施設等の整備 .....	26
第7節 水道施設等の整備 .....	26
第8節 市有施設等の整備 .....	27
第9節 自主防災組織の地震防災対策の推進.....	27

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

I 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等.....	28
II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等.....	28
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 .....	28
第3節 災害応急対策をとるべき期間等.....	29
第4節 市のとるべき措置 .....	29
III 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等.....	29
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知 .....	30
第3節 災害応急対策をとるべき期間等.....	30
第4節 避難対策等 .....	30
第5節 消防機関等の活動 .....	31

第6節	警備対策 .....	31
第7節	水道、電気、通信、放送関係 .....	32
第8節	金融 .....	32
第9節	交通 .....	32
第10節	滞留旅客等に対する措置 .....	33
第4-2章	地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）	
第1節	市及び防災関係機関の活動 .....	34
第2節	情報活動 .....	41
第3節	広報活動 .....	42
第4節	自主防災活動 .....	44
第5節	緊急輸送活動 .....	45
第6節	自衛隊の支援活動 .....	46
第7節	避難活動 .....	47
第8節	社会秩序を維持する活動 .....	50
第9節	交通の確保活動 .....	51
第10節	地域への救援活動 .....	53
第11節	市有施設設備等の防災措置 .....	55
第12節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 .....	58
第13節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 .....	62
第14節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 .....	67
第5章	災害応急対策	
第1節	市及び防災関係機関の活動 .....	69
第2節	情報活動 .....	73
第3節	広報活動 .....	73
第4節	緊急輸送活動 .....	74
第5節	緊急物資の確保と配給計画 .....	75
第6節	広域応援活動 .....	76
第7節	災害の拡大及び二次災害防止活動 .....	78
第8節	避難活動 .....	80
第9節	社会秩序を維持する活動 .....	84
第10節	交通の確保対策 .....	84
第11節	地域への救援活動 .....	86
第12節	学校における災害応急対策及び応急教育 .....	94
第13節	被災者の生活再建等への支援 .....	96
第14節	市有施設及び設備等の対策 .....	97
第15節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策 .....	99
第16節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 .....	100

第6章	復旧・復興計画	
第1節	復旧・復興対策	102
第2節	激甚災害の指定	105
第3節	震災復興計画の策定	105
第4節	復興財源の確保	106
第5節	震災復興基金の設立	106
第6節	復旧事業の推進	106
第7節	都市・農山漁村の復興	107
第8節	被災者の生活再建支援	109
第9節	地域経済復興支援	111



# 第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び住民等がそれぞれに果たすべき役割を示すとともに、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

## 第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）」第42条の規定に基づき作成する下田市地域防災計画の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

### 1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、下田市地域防災計画の地震対策編とする。
- (2) この計画は、県、市、防災関係機関、事業所及び住民が地震対策に取り組むための基本指針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の「特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

### 3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は、次の6章による。

- (1) 第1章 総論  
この計画の目的、性格、構成、第4次被害想定など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2章 平常時対策  
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
- (3) 第3章 地震防災施設緊急整備計画  
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- (4) 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応  
南海トラフ臨時情報発令時における対応の基準について示す。
- (5) 第4-2章 地震防災応急対策  
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

(6) 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

(7) 第6章 復旧・復興計画

災害応急対策に一定の目途が立った後の早期復旧、復興対策を示す。

## 第2節 過去の顕著な災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に多く分布する断層など、多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を派生させてきた。

特に近年では1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

### 過去の地震・津波災害

地震名	発生日月	マグニチュード	被害状況
東南海地震	1944年12月7日	7.9	震度4を観測。下田市街で津波の高さ1.5～2.5m。稲生沢川沿いに浸水
伊豆半島沖地震	1974年5月9日	6.9	負傷者34人、住家全壊23戸、半壊42戸、一部損壊1,118戸、道路9箇所、山(崖)崩れ25箇所等
伊豆大島近海地震	1978年1月14日	7.0	負傷者51人、住家全壊12戸、半壊24戸、公共建物12箇所、文教施設33箇所、道路30箇所、橋りょう1箇所、河川2箇所、水道31箇所、崖崩れ12箇所等

## 第3節 予想される災害

現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ付近で発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

このほか、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払う必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

### 1 第4次地震被害想定

想定される地震によって、本市でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算し、把握してその被害を最小限にとどめるための合理的な防災対策を立てることを目的とする。

試算については、市域において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想

定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府(2012)）
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震※

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域をもつ既往最大の地震とされている。

試算の想定（資料編「第4次地震被害想定結果」）

## 2 概説

この試算は、地質、地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等のような被害が発生するのかを試算し、これらの結果を基に、地震動・液状化、人口造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害を、静岡県において試算（平成25年6月発表）したものである。

この被害想定は試算値により今後の適切かつ効果的な地震対策の推進に資するものである。

## 3 試算の前提条件等

### (1) 想定の子節・時間帯

- ア 冬 深夜
- イ 夏 昼
- ウ 冬 夕

### (2) 対象人口

平成22年国勢調査による人口

### (3) 対象建物

平成24年1月1日現在のデータ

### (4) 予知ケース

- ア 予知なし：地震が予知されず、突然発生する
- イ 予知あり：地震の発生が予知され、事前の避難行動等を取れる可能性がある

### (5) 被害想定の対象とする地震・津波

- ア 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）

この試算は駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定した。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府(2012)の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

- イ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）  
この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- ウ 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）  
この試算は、南関東地域直下の地震のうち、市域に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- エ 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）  
この試算は、南関東地域直下の地震のうち、市域に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

#### 4 想定地震の危険度の試算内容

この被害想定は、今後、自主防災活動を中心とした市民の防災に対する自助・共助努力、市、防災関係機関の適切かつ効果的な地震対策の推進により、人的、物的な被害を大幅に減少できるものと期待される。

### 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が、東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市、県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地域防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、それぞれ東海地震・神奈川県西部の地震、南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

#### 1 市

- (1) 地震対策計画の作成
  - (2) 地震防災に関する組織の整備
  - (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
  - (4) 防災思想の普及
  - (5) 防災訓練の実施
  - (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
  - (7) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
  - (8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
  - (9) 避難の指示に関する事項
  - (10) 消防、水防その他の応急措置
  - (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - (12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
  - (13) 緊急輸送の確保
  - (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施
  - (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置
- ※ 市が処理する消防に関する事務又は業務は、下田地区消防組合が下田地区消防組合規約に定める共同処理する事務の範囲において、同組合が処理する。

#### 2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備

- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達並びに広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 地震に関連する情報等の収集及び伝達
- (2) 東海地震に関連する情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び避難誘導
- (4) 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通上の措置
- (5) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (6) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (7) 行方不明者の捜索、遺体の検視
- (8) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- (9) 警察施設、設備等の点検整備
- (10) 避難状況等に関する情報の収集

### 4 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
  - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
  - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
  - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
  - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
  - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
  - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
  - ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
  - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
  - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

- (4) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
  - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
  - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
  - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。
  - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾輸送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
  - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
  - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
  - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
  - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
  - コ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
  - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。
- (5) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
- ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
  - イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達
  - ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
  - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
  - オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
- (6) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 県知事に対し速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと
  - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
  - ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
  - エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
  - オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
- (7) 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署下田駐在事務所）
- ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
  - イ 事業場の被災状況の把握
- (8) 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
- 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
    - (ア) 所管施設の耐震性の確保
    - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
    - (ウ) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
    - (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
  - イ 初動対応
 

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対

する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与

(9) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(10) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(11) 環境省中部地方環境事務所

- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(12) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）

- ア 郵便事業の運営に関すること
- イ 災害発生時またはその恐れがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- ウ 施設等の被災防止に関すること
- エ 利用者の避難誘導に関すること

(2) 日本放送協会

- ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
- イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
- ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること

(3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保
- イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

(4) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配付
- エ 義援金の募集
- オ その他必要な事項

- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
  - ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
  - イ 復旧用資機材等の整備
  - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (7) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (8) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
  - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
  - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

## 6 指定地方公共機関

- (1) 下田ガス株式会社
  - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
  - イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保
  - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
  - エ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 伊豆急行株式会社
  - ア 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報等の伝達
  - イ 列車の運転規制の措置
  - ウ 旅客の避難救護対策
  - エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
  - オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
  - カ 施設等の整備
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、株式会社伊豆クルーズ
  - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事務所からの緊急輸送車両等の確保
- (4) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）
  - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
  - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
  - ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
  - エ 燃料の確保に関する協力
  - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (5) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
  - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (6) 一般社団法人静岡県警備業協会
  - 災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (7) 公益社団法人静岡県栄養士会
  - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
  - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (8) 一般社団法人静岡県建設業協会
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

- (9) 富士山静岡空港株式会社
  - ア 緊急事態を想定した訓練の実施
  - イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
  - ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
  - エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## 7 公共的団体

公共的団体は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 一般社団法人賀茂医師会、医療機関
  - ア 医療救護施設等における医療救護活動及び保護対策の実施
  - イ 検案
- (2) 社会福祉法人下田市社会福祉協議会
  - ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成
  - イ 災害ボランティア本部等立上げ及び運営訓練の実施
  - ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整
- (3) 民間放送機関（下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）
  - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
  - イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
  - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (4) 産業経済団体
  - 下田商工会議所、一般社団法人下田市観光協会、下田温泉旅館協同組合、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、一般社団法人下田建設業協会等は被害調査を行い、対策に必要な物資、資機材等の提供、融資のあっせんなどについて協力する。
- (5) 自主防災組織
  - ア 地域住民に対する防災意識の普及
  - イ 防災訓練の実施
  - ウ 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
  - エ 住民に対する情報の連絡收受
  - オ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
  - カ リ災者に対する応急救護、炊出し、緊急物資の配分に関する協力
- (6) 下田市消防団
  - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
  - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
  - ウ 予警報の伝達
  - エ その他災害現場の応急作業

## 8 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
  - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - ア 災害時における人命保護のための救援活動
  - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
  - ア 災害時における人命保護のための救援活動
  - イ 災害時における応急復旧活動

## 9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 東海地震予知情報等の収集及び伝達
- (7) 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・制度等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
  - ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
  - イ 津波警報等の収集及び伝達
  - ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

## 第2章 平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

### 第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」に準ずる)

### 第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」及び第13節「事業所等の防災活動」に準ずる)

### 第3節 地震防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協調、強化を目的として地震防災強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を次により実施するものとする。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

住民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

#### 1 市

市は県、国及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。また、訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動対応及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

##### (1) 総合防災訓練

東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に係る防災対策について、次の事項又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応を重点に行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。この場合は、国、県、市の防災関係機関、自主防災組織、事業所等全市民の協力により合同で実施し、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 職員の動員
- イ 東海地震関連情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動
- オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- ク 消防、水防活動
- ケ 救出、救助活動
- コ 医療救護

- サ 避難生活
- シ 道路啓開
- ス 応急復旧活動
- (2) 地域防災訓練
  - 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
  - この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
  - また、市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。
- (3) 津波避難訓練
  - ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進期間」と定め、津波避難訓練を実施する。
  - イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。
- (4) 個別訓練
  - 総合防災訓練とは別に、次のような個別訓練を実施する。
  - ア 情報の収集、伝達訓練
    - 東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確、迅速な収集及び伝達が対策の基本となることに鑑み、県防災関係機関と協力して実施する。
    - なお、この際、段階的に情報量、参加機関を増加させ訓練の高度化を図る。
    - また、訓練に当たっては電話がふくそう又は途絶したとき、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。
  - イ 職員の動員訓練
    - 災害発生時の初動態勢の確立を図るために、交通機関は自動車等の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。
  - ウ 避難訓練
    - 警戒宣言の発令、地震の発生及び地震に伴う津波、山・がけ崩れ、火災等の二次災害を想定し、避難行動、安否確認及び避難先における避難生活訓練等を実施する。実施の時期、時間等については、地震が突発的災害であることを考慮し予告なしに実施するなど、努めて実際に近い形で実施するよう努めるものとする。
    - なお、避難訓練の実施に当たっては、交通その他の事故に十分注意するものとする。
    - また、市職員は、それぞれの役割に従い訓練に参加するものとする。
  - エ 消火訓練
    - 地震発生時の消火は、水道の断水、家屋の倒壊、道路の不通などその活動を阻害する要因が多い一方、これを克服して初期消火に成功するかしないかは生命、財産の安全確保に重大な影響を与えることに鑑み、消火器、可搬ポンプの取扱いと防火井戸、貯水槽の点検確認を中心に消火訓練を実施する。
  - オ 救護、救援訓練
    - けが人の救助、応急手当は人身被害を減少させる上で全ての住民が習得すべき技術であることに鑑み、ウ・エの訓練に併せ実施する。

## 2 県及び防災関係機関の訓練に対する協力等

- (1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練への参加を要請する。
- (2) 市は、県又は防災関係機関が「大規模地震対策特別措置法」第32条の規定に基づき実施する訓練に、可能な限り参加協力する。

## 3 訓練の実施回数

- (1) 総合防災訓練 年1回以上
- (2) 地域防災訓練 年1回以上
- (3) 津波避難訓練 年1回以上
- (4) 個別訓練 年1回以上

#### 4 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を促し、訓練に伴う混乱防止のため必要な広報を行う。

#### 5 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画に基づいて訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

- (1) 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
  - ア 組織動員
  - イ 情報連絡
  - ウ 所轄施設等の点検、状況把握、応急対策
  - エ 関係機関との情報共有
- (2) 海上保安庁第三管区海上保安部（下田海上保安部）
  - ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達訓練
  - イ 港内における船舶交通の制限、禁止の手続き訓練
  - ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達訓練
  - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保に関する訓練
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社
  - ア 東海地震に関する情報、警戒宣言の伝達
  - イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策
  - ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
- (4) 日本赤十字社静岡県支部
  - ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
  - イ 血液製剤の確保及び供給
  - ウ 下田市赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
- (5) 日本放送協会
  - ア 組織動員
  - イ 警戒宣言等の伝達
  - ウ 放送送出
  - エ 視聴者対応等
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
  - ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
  - イ 地震防災応急対策
  - ウ 災害復旧
- (7) 伊豆急行株式会社、株式会社東海バス
  - ア 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達
  - イ 車両の運転規制及び運転再開
  - ウ 旅客の避難誘導
- (8) 株式会社伊豆クルーズ、神新汽船株式会社
  - ア 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達
  - イ 船舶の運航規制及び運航の再開
  - ウ 旅客の避難誘導
- (9) 下田ガス株式会社
  - ア ガス供給停止等非常態勢の確立
  - イ 防災に関する設備資機材等の確保点検
  - ウ 安全について需要家等に対する広報
- (10) 下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社
  - ア 組織動員
  - イ 情報連絡
  - ウ 視聴者対応等
- (11) 地震防災応急計画作成義務者
  - ア 情報の収集及び伝達

- イ 避難誘導
- ウ 火災予防措置及び施設、設備の点検
- エ その他施設、事業の特性に応じた事項

## 6 学校教育機関等（保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校）

授業中、休憩中、放課後、登下校時等の時間を想定し、生徒等及び園児の安全確保を図るため次の項目について訓練を行う。

実施に当たっては、実際の災害を想定した避難シミュレーションの遂行やワークショップなどにより、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災力向上に配慮する。

- (1) 情報の収集伝達、確認、報告及び広報活動
- (2) 避難誘導
- (3) 火気の安全管理等災害発生防止措置
- (4) 初期消火活動
- (5) 負傷者等の救出、応急救護
- (6) 集団下校及び保護者への引渡し方法

全校単位の訓練は各学期に1回以上実施し、PTAとの合同訓練を計画するほか、学校が避難場所となった場合などに備えるため、総合防災訓練、地域防災訓練にも積極的に参加する。

## 7 訓練時における交通規制

- (1) 地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を必要とする場合、訓練の実施責任者は、あらかじめ当該交通規制に関する要請を警察署を通じ県公安委員会に行うものとする。
- (2) 公安委員会及び訓練実施責任者は、交通規制を実施する旨住民に対し事前に広報を行い、周知徹底を図る。

## 第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として静岡県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ、地域目標を策定し、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。

「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に推定された市町とし、必要な対策の実施機関及び目標等については、「下田市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。また、災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

### 1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

### 2 消防用施設の整備

県及び市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる次の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設

- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- (4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (5) 地震災害時の救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- (6) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- (7) そのほか、地震災害等に対応するため特に必要と認められる消防用施設

### 3 火災の予防対策

市及び消防機関は、危険物関係施設、工場、事業所の管理者及び住民の理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

津波に対する安全性の確保及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

- (1) 危険物施設、少量危険物取扱所
  - 県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
- (2) 高圧ガス（LPガスを含む）施設
  - 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導を進めるとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を推進する。
  - 特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止装置の実施を徹底する。
- (3) LPガス消費設備
  - LPガスボンベについて鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
- (4) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設
  - 次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。
  - ア 可燃物と酸化剤の接触による発火
  - イ 黄りん、金属ナトリウム等保護液の流出による発火
  - ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
- (5) 不特定多数者を受け入れる施設
  - スーパー、旅館、ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火予防対策について特に指導を強化する。
- (6) 石油ストーブ
  - 対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
- (7) 家庭用小型燃料タンク
  - 燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) その他の出火危険物
  - アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (9) 都市ガスの安全対策
  - 雑居ビル等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

### 4 建築物等の耐震対策

- (1) 建築主等による耐震性の向上
  - ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
  - イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
- (2) 市による耐震性の向上
  - ア 住民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
  - イ 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
  - ウ 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発
    - (ア) 新築建築物
      - 「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・

施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

- (イ) 既存建築物
  - 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
- (ウ) 建築設備
  - 「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
- (3) 公共建築物の耐震化
  - 市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。
  - また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進
  - プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅及びブロック塀等の耐震化を図る。
- (5) コンピュータの安全対策
  - 市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
- (6) 家具等の転倒防止
  - タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、住民に対する啓発指導に努める。
  - また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても安全対策の実施を指導する。
- (7) ガラスの飛散防止
  - 多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス、家庭用のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
- (8) 耐震化以外の命を守る対策
  - 耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
- (9) ブロック塀等の倒壊防止
  - 市有施設の既存のブロック塀等については、「建築基準法」第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。
  - 民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路等の道路沿いにある危険なブロック等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取り組みを進める。
- (10) 供給ラインの耐震化
  - ア ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。
  - イ 救護病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
  - ウ ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

## 5 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 応急危険度判定
  - 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
- (2) 災害危険区域の指定
  - 市長は、地震により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、「建築基準法」第39条に基づき災害危険区域に指定する。

ア 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居のように供する建築物の建築を禁止する。

イ 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

## 6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報する。

(2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

## 7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、県、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措 置 等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

ブ ロ ッ ク 塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガ ラ ス 窓 等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

## 8 危険予想地域における災害の予防対策

### (1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

#### ア 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定の結果等による地震災害の危険度から判断して、地震防災強化計画において明らかにした津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。(資料編)

#### イ 避難対象地区の指定

市長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

#### ウ 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民避難のため避難地、避難路等の指定を行う。

(ア) 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

(ウ) 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

#### エ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保出来なくなった者の位置的な生活支援のため、避難所を指定する。

### (2) 平常時に実施する災害予防措置

#### ア 避難誘導體制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

#### イ 山・がけ崩れ危険予想地域等

要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

##### (ア) 山・がけ崩れ危険予想地域

市は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

##### (イ) 住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

##### (ウ) 警戒宣言発令時

市長は、警戒宣言が発令された場合には、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

(エ) 地震発生時

市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

## 9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
- エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、救出活動の習得
- イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 10 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第21節「要配慮者支援計画」に準ずる。

## 11 生活の確保対策

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。特に、大規模な災害が発生した場合、甚大な被害から孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、公共備蓄、家庭備蓄、流通備蓄の各方面において計画的な備蓄を進める。なお、このとき女性や高齢者などの視点に立った物資の備蓄・供給（生理用品など）に配慮する。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 市

- (ア) 非常持出しができない被災住民や観光客等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 緊急物資流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (エ) 市内の緊急物資の調達及び配分計画（資料編）の策定
- (オ) 緊急物資集積所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

イ 住民

- (ア) 7日間以上の生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食糧、飲料水、日用品、常備薬等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じたの助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 復旧資機材の備蓄を行う。
- (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (ウ) 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。

- (エ) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。
- (オ) 工事業者等との協力体制を確保する。
- イ 住民が実施すべき事項
  - (ア) 家庭における貯水（飲料水）
    - あ 貯水すべき水量は1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
    - い 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
    - う 貯水に用いる容器は衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
  - (イ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
    - あ 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
    - い 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水等は水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
    - う ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。
- (3) 医療救護
  - ア 市が実施すべき事項
    - (ア) 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
    - (イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
    - (ウ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。
    - (エ) 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
    - (オ) 家庭救護の普及を図る。
  - イ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項
    - (ア) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
    - (イ) 医療関係団体等の協力により応急手当等、救護に関する講習会を開催する。
  - ウ 住民が実施すべき事項
    - (ア) 持病がある人は、常備薬及びお薬手帳を持ち出せるよう準備する。
    - (イ) 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。
    - (ウ) 医療救護を受けるまでの応急手当等技術を習得する。
    - (エ) 献血者登録に協力する。
- (4) 防疫及び保健衛生活動
  - ア 市が実施すべき事項
    - (ア) し尿の処理及び防疫実施計画を作成する。
    - (イ) し尿の処分地の選定及び仮設便所の建設資材を準備する（資料編）。
    - (ウ) 防疫用薬品の調達計画を作成する（資料編）。
    - (エ) 住民が行う防疫の指導をする。
    - (オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
    - (カ) 被災動物等の保護収容及び救護計画を作成する。
- (5) 清掃活動
  - ア 市が実施すべき事項
    - (ア) 被害想定に基づき、震災時廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。
    - (イ) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、作業手順及び役割分担を明示し協力を求める。
- (6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備
  - 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。
  - なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。
  - ア 通信機材
  - イ 放送設備

- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
  - エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
  - オ 給水用機材
  - カ 救護所及び医療資機材
  - キ 物資の集積所
  - ク 仮設の小屋又はテント
  - ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
  - コ 防疫用資機材
  - サ 清掃用資機材
  - シ 工具類
- (7) 救援・救護のための標示
- ア 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援、救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。
  - イ 市は、孤立するおそれがある地域について、地名標示シート、無線施設等の整備を実施促進する。
- (8) 応急住宅
- ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
  - イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 12 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

## 13 産業廃棄物の処理体制の整備

- (1) 被害想定に基づき災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

## 14 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

## 15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

## 16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

## 17 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

市・所有者等は、県に対し県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の管理士の派遣を要請するものとする。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施

- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

## 18 燃料の確保

ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス(ボンベ及び器具)等の燃料供給に関し、市と関係団体間の供給協定を締結するなど、優先的確保に努める。

市及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第16節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

## 19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

## 第5節 要配慮者の安全対策

地震災害時における高齢者、障がい児者、観光客等の弱い立場におかれるいわゆる要配慮者等の安全確保体制を確立するための対策を定める。

### 1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設入居者等について、平常時からその実態を把握するとともに、市の避難行動要支援者名簿の作成に協力し、緊急時に保護、移送の体制を整えておくものとする。

### 2 在宅要配慮者の対策

自主防災組織等は、独居高齢者など在宅要配慮者などについて、平常時からその実態を把握し、「要配慮者台帳」等の作成など災害発生時の対応を考慮しておくものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成し、支援区分等を把握・情報の共有を行い、緊急時の避難行動支援に活用する。また、情報管理を図るよう必要な措置を講じるものとする。

### 3 観光客等への対策

宿泊施設、観光施設等は自主防災組織等と協力して、災害発生時の対応を考慮しておくものとする。

### 4 外国人への対応

本市における外国人の就業・居住実態を把握するとともに、災害発生時に備え、避難場所、避難経路等の表示、防災知識の普及、防災意識の啓発などを行うものとする。

## 第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

東海地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減する事業
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保する事業
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する事業

### 第1節 防災業務施設の整備

#### 1 消防用施設の整備及び消火用水対策

##### (1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

##### (2) 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、60 t 耐震性貯水槽、40 t 級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

##### (3) 事業総括表

事業名	事業概要	事業量	備考
市消防施設整備事業	消防ポンプ自動車	1台	
	小型動力ポンプ付積載車	1台	
	耐震性貯水槽	1基	

#### 2 通信施設の整備及び処理体制の整備

##### (1) 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生時には電話のふくそう、途絶が予想される。このため防災機関の情報収集、伝達を円滑に実施するため必要な無線通信施設の整備を図る。さらには、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるとともに、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

##### (2) 整備の計画

住民に対して的確な情報を迅速に伝達するため、市全域に同時通報用無線を配備改良するとともに、市（警戒、災害対策）本部、消防署等の防災関係機関との情報連絡を強化するため無線通信施設等を整備する。

## 第2節 避難地、避難路の整備

### 1 避難地の整備

#### (1) 事業の目的

避難地について、既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強等避難危険度の解消を図る。

#### (2) 整備の水準

地震災害の恐れが高く、人口の集中した地域をかかえる地区においては避難距離を十分考慮した避難地を配置することを目途に、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。また、案内板の設置やハザードマップの配布による住民への避難地の周知を図るものとする。

### 2 避難路の整備

#### (1) 事業の目的

主要な避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、安全の確保等避難の円滑化を図れるよう整備を図る。

#### (2) 整備の水準

道路の新設改良、老朽橋の架け替え等、避難が円滑に行えるよう整備を進める。

### 3 共同溝、電線共同溝等の整備

#### (1) 事業の目的

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収用するための施設について、市、各事業者及び地元住民等が調整を行いつつ整備を図る。

#### (2) 整備の水準

市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。

## 第3節 緊急輸送路の整備

### 1 道路の整備

#### (1) 事業の目的

緊急輸送路の確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（橋りょう等社会基盤施設を含む）を構築する。知事が指定する第一次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第一次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第一次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

#### (2) 整備の計画

緊急輸送路について、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所、急傾斜地、トンネル等で大規模地震により、大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良・整備を行う。

また、発災後の輸送路を確保するために最低限必要とする応急復旧工事を行う。

### 2 港湾・漁港施設の整備

#### (1) 事業の目的

人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、防災拠点港湾、市内漁港の耐震岸壁、物揚場等の整備を図る。

(2) 整備の計画

海路による救援活動等を行うために、必要な港湾・漁港の整備を国、県に対し要望するとともに港湾・漁港の整備を図る。

#### 第4節 防災上重要な建物の整備

##### 1 医療救護施設の整備

(1) 事業の目的

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

なお、市及び公的医療機関の事業について整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

救護所・救護病院及び災害拠点病院等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。

特に、医療救護活動の拠点となる救護所等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。

##### 2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

##### 3 学校等施設の整備

(1) 事業の目的

児童、生徒等の生命の安全確保を図るとともに施設の整備を図る。

(2) 整備の計画

学校等施設の耐震診断を行い、結果により改築・補強を実施する。

そのほか、校舎固定窓のガラス飛散防止フィルム取付工事等により、落下物による負傷事故防止にも努める。

また、浸水のおそれのある場所に立地する学校等施設については、応急措置として屋上への避難が可能な構造に改修するなどの対策を図る。

##### 4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

##### 5 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの整備を図る。

##### 6 ヘリポートの整備

(1) 事業の目的

緊急輸送対策の充実を図る。

(2) 整備の水準

発災後、緊急輸送の基地となり得る施設及び周辺の整備を行う。

## 第5節 災害防止事業

### 1 山崩れ、地すべり等の災害防止

#### (1) 事業の目的

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）について防災施設の整備又は住宅の移転を実施する。

#### (2) 整備の計画

土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）のうち緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について防災施設の整備・危険住宅の移転を図り、地震発生時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

### 2 津波災害の防止

#### (1) 事業の目的

地震に伴う津波による災害から住民の生命・財産を保護するために、津波の危険区域に防災施設の整備を行い、津波による災害の発生を抑止を図る。

#### (2) 整備の計画

津波危険区域のうち、人家に大きな被害が予想される地域に、護岸等の防災施設の整備を行い、津波による災害の発生を抑止を図る。

#### (3) 整備の水準

津波による被害が想定される海岸部（下田港地区、白浜地区、外浦地区、須崎地区、吉佐美地区及び田牛地区）に対して、下田市津波対策検討会地区協議会を設置し、地域住民等並びに県及び市で協働により護岸等の防災施設の整備について検討を進める。

## 第6節 災害応急対策用施設等の整備

### 1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備の整備、トイレ施設の整備を図る。

### 2 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

### 3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

### 4 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

## 第7節 水道施設等の整備

### 1 水道施設の整備

#### (1) 事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに発災後速やかに応急給水を実施するため、施設の整備を図る。

#### (2) 整備の計画

応急給水に必要な水源を確保するため配水池施設に緊急遮断弁を設置する。また、応急給水を円滑にするため、取水、導水、浄水、送水及び配水の基幹施設の耐震性を強化する。

## 第8節 市有施設等の整備

### 1 市有建築物の整備

#### (1) 事業の目的

市庁舎をはじめ、その他市有施設が防災拠点あるいは避難拠点として必要な機能を確保するため、耐震診断による改築、補強等、施設設備の整備の促進を図る

#### (2) 整備の計画

市有施設の耐震診断に基づく補強等を実施するとともに、ガラス飛散防止、ロッカー等の転倒防止策を講じ、安全性の向上を図る。また、その他の市有施設においても防災用設備、機材等の整備を推進する。

なお、市庁舎については、耐震性がなく第4次被害想定 of 津波浸水想定区域内に位置していることから、令和8年度を目標に稲生沢地区への移転を予定している。

## 第9節 自主防災組織の地震防災対策の推進

### 1 防災資機材の整備

#### (1) 事業の目的

地域の自主防災組織が防災活動を円滑に実施するため、必要な資機材の整備促進を図る。

#### (2) 整備の計画

初期消火及び救出救護活動に必要な防災資機材を購入する自主防災組織に対し、「下田市自主防災会活性化事業補助金交付要綱」により補助金を交付する。

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。

### I 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、下田市地域防災計画に定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡活動を行うものとする。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応基準について定める。

区分	体制	配備部局	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制）	防災安全課の職員及び関係各課（産業振興課・建設課・上下水道課）係長以上の職員	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

### II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、下田市地域防災計画に基づく「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、情報収集・伝達及び連絡活動を行うものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応基準について定める。

区分	体制	配備部局	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	事前配備体制（警戒体制）	全職員	左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

#### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフライン

に関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

### 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、下田市地域防災計画に基づき「警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応基準について定める。

区分	体制	配備部局	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	事前配備体制 （警戒本部体制）	全職員	<p>全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</p> <p>地震災害警戒本部員等で構成する本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p> <p>カ 防災対応実施要員の確保等</p> <p>キ 職員等の安全確保</p> <p>※ 本体制は1週間継続することら、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

## 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下「事前避難対象地域」という。）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。

なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

- ・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての民等が後発地震の発生に備え、1週間避難を継続すべき地域

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

### 1 地域住民等の事前避難行動等

#### (1) 基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

#### (2) 事前避難対象地域の設定

市は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮の上、高齢者等事前避難対象地域のみを設定し明示するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。

#### (3) 避難指示等の基準

市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、高齢者等避難の指示を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象と

- した避難指示等を発表することも可能とする。
- (4) 避難指示等の伝達方法  
市長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。
- (5) 避難に関する情報の平時からの周知  
南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。
- ア 事前避難対象地域の地区名等  
イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認  
ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認  
エ 避難行動における注意事項
- (6) 避難計画の作成  
市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

## 2 避難所の運営

- (1) 基本方針  
事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。  
また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。
- (2) 避難所の設置及び避難生活
- ア 避難生活者  
事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。
- イ 設置場所  
市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。
- ウ 設置期間  
国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。
- エ 避難所の運営  
避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

## 第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## 第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

## 第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

### 2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

### 3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

### 4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

### 5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用を努めるものとする。

## 第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

## 第9節 交通

### 1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

### 2 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

## 第10節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

## 第4-2章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市、住民、自主防災組織、民間事務所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、住民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

### 第1節 市及び防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

#### 1 市

##### 【東海地震注意情報発表時等】

##### (1) 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、市長は、別に定める下田市地震災害警戒本部組織規程(昭和55年下田市規程第4号。以下「警戒本部組織規程」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部の設置の準備及び地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、下田市地域防災計画に定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。

##### (2) 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。

- ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関等との情報の共有
  - イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
  - ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
  - エ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
  - オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
  - カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
  - キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保
  - ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
  - ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設
  - コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備
  - サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
- (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のための県職員の派遣等必要な事項を要請する。

- (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
- (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県に報告する。
- シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) 消防機関の地震防災応急活動
  - ア 消防本部・消防署
    - (ア) 職員の参集
    - (イ) 情報収集・伝達
    - (ウ) 消火・救助活動体制の準備
    - (エ) 出火防止のための広報等
    - (オ) その他下田地区消防組合の定めるところによる
  - イ 消防団
    - (ア) 団員の連絡体制の確保
    - (イ) 必要に応じて住民等の避難誘導

#### 【警戒宣言発令時】

- (1) 下田市地震災害警戒本部
  - ア 設置
 

大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたときは、下田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
  - イ 組織及び所掌事務
 

警戒本部の組織及び所掌事務は、下田市地震災害警戒本部条例（昭和54年下田市条例第29号）及び警戒本部組織規程の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。
- (2) 組織
 

警戒本部に本部長、副本部長、本部付及び本部職員を置く。また本部の地区組織として、10の支部を置く。

  - ア 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）
    - 市長
 

警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
  - イ 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）
    - 副市長、教育長
 

本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - ウ 本部員
 

本部長の命を助け、警戒本部の事務に従事する。

    - (ア) 静岡県警察（下田警察署）の警察官のうちから市長が任命する者
    - (イ) 市の教育委員会の教育長
    - (ウ) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
    - (エ) 下田市消防団長
    - (オ) 下田市議会事務局長
    - (カ) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - エ 本部職員
 

副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）  
警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。
  - オ 本部会議
 

本部長は、地震防災対策について協議するために本部会議を招集する。  
本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
  - カ 支部（警戒本部の地域防災拠点施設）
 

支部は該当地区に居住する職員（地区担当班）をもって構成する。

地域防災拠点施設は次のとおりである。

地区名	地域防災拠点施設の施設名	備考
下 田	下田中学校、敷根公園	
稲 生 沢	稲生沢小学校、稲生沢中学校	
稲 梓	稲梓小学校、稲梓中学校	
白 浜	白浜小学校	
朝 日	大賀茂小学校	
浜 崎	浜崎小学校、下田東中学校	

(3) 所掌事務

警戒本部が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものはおおりのとおりである。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等県との地震防災活動の連携
  - (ア) 静岡県地震災害警戒本部賀茂方面本部（以下この章で「県方面本部」という。）に対し地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請することができる。
  - (イ) 必要に応じ交通規制、その他社会秩序の維持を下田警察署に、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等に要請することができる。
  - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県方面本部へ報告する。
- ウ 避難指示又は警戒区域の設定
- エ 本部職員、消防職員及び消防団員の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の救護
- キ 緊急輸送の実施
- ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入
- ケ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備
- コ 自主防災組織活動の指導、連携
- サ 観光客等、外国人等の安全対策
- シ その他地震防災上の措置

(4) 消防・水防機関の地震防災応急活動

- ア 消防本部・消防署
  - (ア) 情報収集・伝達
  - (イ) 消火・救助活動の出動体制の確立
  - (ウ) 出火防止のための広報
  - (エ) その他下田地区消防組合の定めるところによる
- イ 消防団
  - (ア) 消防団員は、「消防団地震対策マニュアル」に定めるとおり、情報を覚知したときは直ちに所属の分団へ出動するとともに、即応態勢を確立するものとする。
  - (イ) 情報の収集と命令の受領については、積極的に指揮本部下に入るとともに緊密な相互の連絡下で行動を開始するものとする。
  - (ウ) 消火体制については、「消防団地震対策マニュアル」による。
  - (エ) 「消防団地震対策マニュアル」に定めるとおり指揮本部の指示により火気の使用制限等の広報を行うものとする。
  - (オ) 消火栓は、発災後使用不能と判断されるので、自然水利の状況把握に併せ、防火水槽の異常の有無についても確認を行うものとする。

- (カ) 消防団員は、消防機関の中で特に地域住民に密接する等の関係上、あらゆる防災対策活動においても、自主防災組織への指導、援助、協力等を行い、特に避難誘導に際しては、住民保護の立場から安全かつ人命の尊重等の対策を行うものとする。
- ウ 消防機関が地震防災活動を円滑、効果的に実施するための事前計画
  - 警戒宣言発令後における消防機関が行うべき活動が迅速、的確かつ効果的に実施されるよう次の各事項について、事前計画を作成するものとする。
  - (ア) 消防職員、消防団員の出動計画
    - あ 非常招集体制の確立等初動効果を上げるため、非常災害出動編成を作成するとともに、参集時間を掌握しておくものとする。
    - い 消防団員の出動は、原則として消防職員に準ずるものであり、会社等に勤務する者にあっても、地震災害等出動には直ちに消防活動に移行できるよう事前に許可を得ておくものとする。
  - (イ) 人命の損傷、出火危険のある施設の指導と火災防御の指揮
    - スーパー、旅館・ホテル等の不特定多数の者を避難させる必要のある事業所については、「地震防災応急計画」に基づく対策及び訓練等を事前指導し、宿泊施設については下田温泉旅館協同組合、寮・保養所組合等の組織を活用して対策等の指示を行う。
  - (ウ) 延焼火災防御体制の確立
    - あ 市街の街区火災に対応するため、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプを水利又は貯水槽等に分散配備し、必要があれば警戒線の認定を行う。
    - い 避難地、避難路周辺の火災に対応するため、消火体制について事前計画を作成するものとする。
    - う 自主防災組織の強化と役員（リーダー等）の確認及び出火防止活動への協力要請を行う。
  - (エ) 人命の保護
    - あ 医薬品、非常用飲料水、食糧の確認を行う。
    - い 医療機関の受け入れ体制を把握する。
    - う 救急応急手当指導員の確認を行う。
    - え 貸し出し用救助資機材の点検と整理を行う。
- エ 消防機関
  - (ア) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防に巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況を水防本部長に報告するものとする。
  - (イ) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等のおそれを察したときは、直ちに、その状況を水防本部長に報告するとともに第2信号を打鐘し、団員を招集し水防活動に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
  - (ウ) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防本部長に報告するものとする。
  - (エ) 各分団長は、洪水等の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きの必要を認めるときは、水防本部長の避難の指示を待たずして第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。
  - (オ) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて対応するものとする。

## 2 静岡県警察（下田警察署）

静岡県警察（下田警察署）は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずる。

### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 地震関連情報（交通情報等）の収集及び伝達
- (2) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (3) 必要に応じ、交通路、避難路、緊急輸送路の確保等交通上の措置

- (4) 必要に応じ、避難誘導及び二次災害の防止
- (5) その他必要な警察業務

**【警戒宣言発令時】**

- (1) 地震関連情報（交通情報等）の収集及び伝達
- (2) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (3) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
- (4) 社会秩序維持のための取締等
- (5) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保等交通上の措置
- (6) 必要に応じ、負傷者等の救出・救助
- (7) その他必要な警察業務

**3 防災関係機関**

**【東海地震注意情報発表時】**

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

**【警戒宣言発令時】**

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定地方行政機関
  - ア 総務省東海総合通信局
    - 災害時に備えての電気通信施設（有線電機通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
  - イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
    - 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
  - ウ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
    - 食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
  - エ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
    - (ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
    - (イ) 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
    - (ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
  - オ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
    - (ア) 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達
    - (イ) 港内における船舶交通の制限、禁止
    - (ウ) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達
    - (エ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
    - (オ) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
    - (カ) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整のため職員を派遣する。
  - カ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
    - (ア) 県知事に対する東海地震予知情報の通報
    - (イ) 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

- (ウ) 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
- キ 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
  - (ア) 施設対策等
    - あ 河川管理施設等の対策等
    - い 道路施設対策等
    - う 港湾施設対策等
    - え 営繕施設対策等
    - お 電気通信施設等対策等
  - (イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
  - (ウ) 他機関との協力
  - (エ) 広報
- ク 国土地理院中部地方測量部
  - (ア) 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
- (2) 指定公共機関
  - ア 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）
    - (ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
    - (イ) 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務の取り扱いを一時停止する旨の広報
    - (ウ) 郵便物、施設等の被災防止
  - イ 日本放送協会
    - (ア) 地震に関する情報の迅速な伝達
    - (イ) 市・県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
  - ウ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
    - (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
    - (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続
    - (ウ) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
  - エ 日本赤十字社静岡県支部
    - (ア) 医療救護班の派遣準備
    - (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備
    - (ウ) 救護物資の配布準備
    - (エ) 災害援助の協力奉仕者の連絡調整
  - オ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
    - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
  - カ 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
    - (ア) 総支社及び各支社等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
    - (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他総支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請
    - (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を総支社で掌握し対策を実施
    - (エ) 電気による災害の予防広報の実施
    - (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
    - (カ) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量の確認及び緊急確保
  - キ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
    - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (3) 指定地方公共機関及び公的団体
  - ア 下田ガス株式会社
    - (ア) 需要家に対する都市ガスの災害予防広報
    - (イ) 施設の点検等災害予防措置
  - イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）
    - (ア) 需要家に対するLPガスの災害予防広報

- (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
- ウ 伊豆急行株式会社
  - (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
  - (イ) 列車の運行規制
  - (ウ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- エ 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
  - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事務所からの緊急輸送車両の確保
- オ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、一般社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、一般社団法人賀茂医師会
  - (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
  - (イ) 救護班の派遣又は派遣準備
- カ 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）
  - (ア) 報道特別番組の編成
  - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
  - (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送

#### 4 自衛隊

##### 【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - ア 非常勤務態勢への移行
  - イ 指揮所の開設
  - ウ 各部隊の災害派遣準備
  - エ 部隊の展開開始
  - オ 情報組織の展開
  - カ 県庁等への連絡班の派遣
  - キ 通信組織の編成等
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - ア 司令部の設置準備
  - イ 各部隊の災害派遣準備
  - ウ 県庁等への連絡班の派遣等
  - エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
  - ア 非常勤務態勢への移行
  - イ 指揮所の開設
  - ウ 情報組織の展開
  - エ 県庁等への連絡班の派遣
  - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

##### 【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - ア 県庁等への方面現地調整所の開設
  - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
  - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - ア 司令部の設置（防災派遣命令後）
  - イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
  - ウ 地震防災派遣を開始
  - エ 東部方面総監部への連絡員の派出
  - オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
- (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
  - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
  - イ 地上部隊の災害派遣の準備
  - ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
  - エ 救難機の周辺基地への集中
  - オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

## 第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

### 1 市

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知
  - ア 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災安全課防災係で行う。勤務時間外及び休日等は、市職員（日直）又は下田市が委託した警備員が行うものとする。  
なお、警戒本部設置後においては当該本部において受理するものとする。
  - イ 情報の受理及び伝達は県防災行政無線等によって行う。
  - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン等）を用いて地域住民等に伝達するものとする。
  - エ 東海地震注意報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、広報車、電話、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
- (2) 地震防災に関する情報の収集及び伝達
  - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課等を定めておくものとする。
  - イ 警戒本部設置後には、本部及び支部の職員を広域避難場所等防災拠点に派遣して地震防災活動に関する迅速かつ的確な情報の収集にあたらせ、収集した情報は全て警戒本部に集まるようにする。
  - ウ また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるよう努めるものとする。
  - エ 情報の種類の主なものは、次のとおりである。
    - (ア) 避難の状況
    - (イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況
    - (ウ) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
    - (エ) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
    - (オ) 情報の変容、流言等の状況
    - (カ) 住民生活、社会・経済活動等の状況
    - (キ) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
    - (ク) 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
    - (ケ) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

### (3) 県警戒本部等に対する報告

- ア 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、賀茂方面本部を通じて県の定める情報項目「情報広報実施要領」に基づいて速やかに報告するものとする。
- イ 情報の収集及び伝達は、県警戒本部と賀茂方面本部、賀茂方面本部と市警戒本部各相互間のルートを基本として、下田警察署及び関係機関と緊密な連携の下に行う。
- ウ 情報活動の緊密化のため、下田警察署は賀茂方面本部及び市警戒本部に警察官を派遣するものとし、県方面本部も必要に応じて職員を市警戒本部へ派遣する。
- エ 報告事項は次のとおりとする。
  - (ア) 避難の状況
  - (イ) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

## 2 防災関係機関

- (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達  
県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別にあらかじめ県に届けるものとする。
- (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
  - ア 収集方法  
各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。
  - イ 警戒本部への報告  
「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする

## 3 通信の確保

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時には電話のふくそうが考えられるので、あらゆる無線通信網を最大限活用し、迅速かつ的確な情報の収集と伝達を行うものとする。

主な無線通信網は、次のとおりである。

- (1) 静岡県総合情報ネットワーク
- (2) 同時通報用無線
- (3) 防災行政無線
- (4) 消防無線

## 第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに住民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、観光客等及び外国人等要配慮者に配慮するものとする。

### 1 計画の内容

- (1) 広報事項  
市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。  
広報予定事項は次のとおりである。
  - ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
  - イ 交通機関運行状況及び道路交通情報
  - ウ 家庭において実施すべき防災対策

- エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (2) 広報実施方法
  - 警戒本部の広報は次により行う。
  - ア 同時通報用無線、広報車等による広報
  - イ 携帯メール、市ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、下田市メール配信サービス等を通じた広報
  - ウ 自主防災組織を通じての連絡
  - エ その他の広報媒体として、テレビ、ラジオ、有線放送、CATV及びコミュニティFM放送等を使用した広報
  - オ 必要に応じて県本部に広報の要請を行う
- (3) 県への広報要請
  - 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市が地震防災応急対策上必要な広報を県警戒本部等に要請しようとする場合は、県警戒本部等の県方面本部を経由し、広報案文をそろえて要請するものとする。

## 2 防災関係機関

- (1) 広報事項
  - ア 防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができる様に必要な事項について広報する。広報する事項は県が定める「情報広報実施要領」による。
  - イ その主なものは、次のとおりである。
    - (ア) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
    - (イ) 東海地震注意情報発表時実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (2) 広報実施方法
  - 広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県と連携を密にするものとする。

## 3 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

- 住民等には、次による方法で情報が伝達されるので、正確に情報を把握し、的確な防災対応をするものとする。
- (1) テレビ、ラジオ
  - 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等、地域の情報・指示・指導
- (2) 同時通報用無線、広報車、コミュニティFM、CATV、市ホームページ、下田市メール配信サービス等
  - 主として市域内への情報
- (3) 携帯電話、スマートフォン
  - 緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (4) 自主防災組織を通じての連絡
  - 主として市からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘
  - 警戒宣言が発せられたことの伝達
- (6) インターネット
  - 地域の情報・指示・指導等
- (7) デジタルサイネージ
  - 地域の情報・指示・指導等
- (8) 相談窓口の開設
  - 住民に対する相談活動を実施し、必要な情報を提供する。

## 第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

### 【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

#### 1 準備的措置

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食糧等の確認
- (3) 警戒宣言発令時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時には、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。  
なお、避難の実施に当たっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を保持する。

### 【警戒宣言発令時】

#### 1 自主防災組織の本部設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

#### 2 情報の収集・伝達

- (1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

#### 3 事業所との連携

地区内の事業所の防災組織と連携をとり、地域における総合的な自主防災活動を実施する。

#### 4 初期消火の準備

可搬ポンプ等の初期消火機材の点検と準備体制をとる。

#### 5 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

#### 6 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- (1) 家具の転倒防止  
家具類の固定状況を確認する。
- (2) 落下防止  
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼るの安全対策を施す。
- (3) 出火防止  
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに

火はできる限り使わない。避難時はブレーカーを落としてから避難する。

- (4) 備蓄食料・飲料水の確認  
備蓄食料・飲料水を確認する。
- (5) 病院・診療所の外来診療  
災害発生時の医療救護体制を確保するため、急病の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

## 7 避難活動

- (1) 避難行動
  - ア 津波・山がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、市へ報告をする。
  - イ 自力で避難の困難な要配慮者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。
  - ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地又は避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられたときに市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。
  - エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- (2) 避難生活
  - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をし、秩序ある避難地等の運営が迅速に行われるように努める。
  - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を用意する。
  - ウ 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市長等と連絡を取り、確保に努める。

## 8 社会秩序の維持

テレビ、ラジオ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

生活物資買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

## 第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保及び地震発生後の緊急輸送準備を次により行う。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

### 1 緊急輸送対策の基本方針

- (1) 市による地震防災応急対策の緊急輸送  
市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- (2) 自衛隊の支援要請  
市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。
- (3) 輸送関係機関への協力要請  
地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保、点検等について輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
- (4) 海上輸送は原則として行わない。

- (5) 警戒宣言発令後の緊急輸送  
県は、警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (6) 緊急輸送対象の人員、物資等  
警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な範囲にとどめる。
- ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
  - イ 緊急の処置を要する患者
  - ウ 輸送の安全が確保された場合に限り、食料品、日用品、その他緊急に輸送を必要とするもの
  - エ 観光客等

## 2 緊急輸送の方法

- (1) 陸上輸送  
県が指定した一次緊急輸送路（隣接の市町役場と当市役所を結ぶ幹線路）  
県が指定した二次緊急輸送路（市役所と市内防災拠点及びヘリポートを結ぶ幹線路）
- (2) 航空輸送  
自衛隊による航空輸送の支援を依頼した場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。航空輸送を要請するときは、県に対し、必要な措置を要請するものとする。
- (3) 海上輸送  
原則として実施しないが、陸上輸送が困難の場合を考慮し、また地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うため、船舶の配備等を行う。ただし、津波対策を検討の上配備するものとする（場合によっては、津波被害を避けるため地震発生後直ちに沖合待機）。

## 3 輸送手段の確保

次により輸送手段の確保を図る。

- (1) 市有車両の活用
- (2) 県に対し、輸送手段確保のための輸送協力要請
- (3) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請
- (4) 民有船舶への協力要請

## 4 緊急輸送の調整

- (1) 市、その他防災関係機関の緊急輸送の調整は、市警戒本部が行い、次によることを原則とする。
- 第1順位  
住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
  - 第2順位  
防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
  - 第3順位  
地震発生後の活動の準備のための輸送
- (2) 防災関係機関  
地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関各々が行うことを原則とする。

## 第6節 自衛隊の支援活動

警戒宣言発令後、自衛隊の出動を必要とする場合、市は次により派遣要請の要求をする。

### 1 支援要請手続

- (1) 支援要請手続方法  
本部長は、自衛隊の災害支援要請を行うときは、知事に対し次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は文書をもってすることができないと

きは、電話等により依頼するものとする。

この場合においても事後速やかに文書をもって行うものとする。

また、知事への要請の要求ができない場合は、その旨を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

連絡先 陸上自衛隊第34普通科連隊（板妻駐屯地）〔0550(89)1310〕

(2) 派遣要求書の提出及び記載事項

ア 提出先（連絡先）

静岡県経営管理部賀茂地域局（危機管理課）

イ 提出部数

1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を必要とする事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

## 2 自衛隊との連絡及び受入体制

(1) 自衛隊との連絡調整

派遣された自衛隊との業務が円滑、迅速に行われるよう連絡調整に当たる職員を置く。

(2) 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を立て、作業実施に必要な資材を準備するとともに諸作業に関係ある管理者等との調整を図るものとする。

(3) 物資、資材等の県への要請

作業実施に必要な物資、資材等の調達が困難又は不可能な場合は、県へ要請するものとする。

(4) 派遣部隊の受入れ

ア 連絡室の設置

本部長は、自衛隊派遣業務の円滑な実施を図るため、本部内に自衛隊連絡室を設置する。

イ 受入施設

資料編による。

ウ ヘリポート

資料編による。

## 第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令された際、地域住民・施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む。）の避難を実施することができるものとする。

次にこの避難計画の基本的事項を示す。

### 1 避難対策

(1) 基本方針

ア 市が、下田市地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離

が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつて、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者も含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市はあらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

イ 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

オ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況等に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

## (2) 避難のための指示

### ア 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として避難対象地区の住民に対し「避難の指示」を行うものとする。

### イ 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車、携帯メール、エリアメール（緊急速報メール）、下田市メール配信サービス等により避難指示を行うものとする。また警察官、海上保安官に対し避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

避難行動要支援者に対しては避難行動要支援者名簿を活用し、要介護者状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、確実な情報の伝達を行う。また、観光客等についても、その状況に配慮した方法による確実な情報伝達を行うものとする。

なお、市長は必要に応じ、避難指示に関する放送を県警戒本部長に依頼することができる。

### ウ 避難に関する周知事項

避難実施等措置者は、常日頃から避難対象地区の住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたときは警戒宣言が発令されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

(ア) 避難対象地区の地区名

(イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置などの地震防災応急対策を行うこと。

(ウ) 避難経路及び避難先

(エ) 避難する時期

(オ) 避難に際しての服装、携行品等

(カ) 避難行動における注意事項

## (3) 警戒区域の設定

### ア 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第26条において準用する法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前号ウの「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。

### イ 警戒区域設定に伴う規制の実施内容及び方法

市長は、警戒宣言が発令されたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとる。

なお、市長は、警察官・海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

#### (4) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難誘導及び避難計画の作成については、要配慮者に配慮するものとする。

また、現地に不慣れな観光客等の外来者への避難誘導は、事前に対策を講じ、状況に応じた円滑な避難が行えるように配慮する。

#### (5) 避難状況の報告

ア 市長は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に又は下田警察署を通じて避難状況の報告を求めることができる。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次の(イ)に関する報告を求めないものとする。

(ア) 避難の経過に関する報告…危険な事態、その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。

あ 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

い 上記事態に対し、応急的にとられた措置

う 市長等に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告…避難完了後、速やかに行う。

あ 避難地名

い 避難者数

う 必要な救助、保護の内容

え 市長等に対する要請事項

イ 市は、避難状況について、県へ報告する。

## 2 避難地の設置及び避難生活

### (1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

### (2) 避難地の設置及び避難生活

#### ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない観光客等で居住する場所を確保できない者とする。

#### イ 設置場所

(ア) 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難地は、原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(ウ) 障がいのある人、高齢者、乳幼児等の要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を確保する。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

#### ウ 設置期間

警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

#### エ 避難地の運営

(ア) 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営す

る。

- (イ) 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (エ) 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (オ) 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

## 第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

### 1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路の混乱
- (6) 買出し、観光客等の混乱

### 2 市のとるべき措置

本部長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令に伴い、地区担当班及び警察署等からの情報により、各種の混乱が発生するおそれがあると認めるとき又は混乱が生じたときは、住民のとるべき行動について必要な呼びかけを実施するとともに、次の対策を講ずるものとする。

#### (1) 警察署に対する要請

警戒宣言が発令されたときは、次の活動を行うよう要請する。また、警察署は東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発令されたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的な運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。

なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。

イ 生活物資集積場所等の警備

ウ 犯罪情報の収集

エ 集団不法行為の予防取締り

オ 市は、駅、生活物資集積場所等重要施設に対して必要に応じ、警察の協力を得て警戒に当たる。

カ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは運搬の中止又は延期するよう指導する。運搬途中にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

キ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。

ク 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。

#### (2) 物資物価対策

ア 生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買い占め等の発生を防止するため、物資、物価の動向を把握し、物資の円滑な供給の確保に努める。

イ 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

ウ 生活関連物資等の買占め、売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び「国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第12号）、静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）」に基づき、国、県と連携の上物価動向や需給動向調査を行い、必要に応じて、報告徴収や立入検査、売り渡し指示や売り渡し命令、価格標示の指示、価格引き下げの指示、公表を行う。

## 第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 1 運転者のとるべき措置

#### 【東海地震注意情報発表時】

##### (1) 走行中の車両

東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

##### (2) 運転者

東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

#### 【警戒宣言発令時】

##### (1) 走行中の車両は次により行動する。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。

ウ 駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

##### (2) 避難のために車両を使用しない。

### 2 交通規制の方針

#### 【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

##### (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

##### (2) 警戒宣言が発令されたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

##### (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

#### 【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。

##### (1) 一般車両について

強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

##### (2) 避難路及び緊急交通路について

優先的にその機能の確保を図るため、避難路及び緊急交通路については原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

### (3) 交通規制

交通規制に際しては、静岡県警察本部（下田警察署）、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

## 3 交通規制計画

### (1) 市内への一般車両の流入制限

### (2) 市内における車両の走行抑制

### (3) 緊急交通路等を確保するための措置

ア 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

## 4 道路啓開

(1) 市は警察と協力して市が定めた避難路、緊急輸送路における閉塞状況等を調査し、該当物件の所有者及び占有者に対し除去等の指示に努めるものとする。また、市は災害発生後の道路啓開等を円滑に実施するため、建設業協会に対し所要措置の準備要請を行うものとする。

ア 物件の除去等の指示は本部長が行う。

イ 本部職員は、本部長の命を受けて指示のため活動を行う。

ウ 除去を指示する物件

(ア) 路上及び沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等

(イ) その他路上に放置されている物件

(ウ) 沿道にある不安定な構築物及び工事用仮設足場等

(エ) その他危険な事態の発生するおそれのある物件

## 5 道路工事等の措置

本部長は、道路における工事中の箇所について、他に定めるものを除く工事施工業者に工事の中断、補強、その他保安措置を講ずるよう指示する。

## 6 海上交通の確保体制

### 【東海地震注意情報発表時】

下田海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。

(2) 利用者に対して、必要に応じて耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

### 【警戒宣言発令時】

(1) 市は下田海上保安部に要請し、海上、港湾等海上交通の安全、円滑を図るため次の措置を講ずる。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。

(2) 港則法の適用を受けない漁港

市は、漁港管理者（港則法の適用を受けない漁港）、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき警戒宣言が発令された場合、次の措置を要請するものとする。

ア 停泊中の大型・中型船舶は、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全にする。

ウ 大型・中型船舶は、入港を差し控える。

## 7 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法」第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

市は、緊急輸送車両の確認申請を県公安委員会に手続きするものとする。

緊急車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

(1) 東海地震予知情報の伝達の勧告、指示に従事するもの

(2) 消防、その他応急措置に従事するもの

(3) 応急救護及び保護のために従事するもの

(4) 防災上重要な施設及び設備の点検に従事するもの

(5) 緊急輸送路の確保に従事するもの

(6) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品、その他物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生に関する措置、又は応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に従事するもの

## 第10節 地域への救援活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資（以下「緊急物資」という。）及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動、又はその準備行為について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

### 【東海地震注意情報発表時】

(1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

(2) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

(3) 市及び県は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、住民に対して貯水の励行を呼びかける。

(4) 市及び県は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

(5) 緊急物資集積所の立上の準備等、緊急物資の搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

(6) 住民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

### 【警戒宣言発令時】

#### 1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品は、地域住民等が自主防災活動等による自助努

力によって確保することを基本とする。

イ 市は、県による緊急物資の供給は前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。

ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 警戒宣言発令時に市及び自主防災組織等がとる措置

ア 市

(ア) 津波、山崩れ等危険予想地域住民等で非常持出しができなかった者や市外の観光客等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

(イ) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。

(ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

(エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

イ 自主防災組織及び住民

自主防災組織は、たすけあい運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、住民は、緊急物資、非常持出品の整備・搬出を行う。

ウ 防災関係機関

(ア) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

あ 市の要請に基づき、米穀卸売業者に米を緊急売却する。

い 市の要請に基づき、乾パンの調達を行う。

う その他食料等の確保又は確保準備措置を講ずる。

(イ) 日本赤十字社静岡県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

(3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、住民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、緊急物資の調達を要請する。

## 2 飲料水等の確保

市及び住民は、地震発生後における飲料水等を確保するため次の事項を実施する。

(1) 市

ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う（応急給水計画の中に資機材の準備、給水班の編成を定める。）。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。（防止措置は別に具体的に定める。）

エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 自主防災組織及び住民

備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

自主防災組織の給水班を中心として非常用給水井戸並びに応急給水資機材を点検する。

## 3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び住民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。

ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

エ 住民に対し医療救護施設情報を周知する。

オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図

る。

カ 救護班、救護所の設置基準

救護班は原則として医師2人、看護師3人、薬剤師1人、事務職5人をもって編成する。救護班は救護所、病院、仮設避難施設に派遣する。

救護所は原則として広域避難地に置くほか必要に応じ津波、山崩れの危険から安全な地域の一次避難地に置く。

(2) 健康対策・精神保健対策

ア 健康対策

訪問、相談活動のための健康支援チームの編成及び資機材の準備

イ 精神保健対策

精神保健対策の診療拠点の設置と被害者のメンタルヘルスケアチームの編成及び資機材の準備

(3) 防疫及び保健衛生活動

ア 市

(ア) 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。

(イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(4) 廃棄物処理（し尿等処理）

ア 市

(ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。

(イ) 処理については、し尿及び浄化槽に係る汚泥を対象とする。

(ウ) し尿等処理業者へ発災時の協力を要請する。

(エ) し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。

(オ) 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(カ) 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿凝固処理剤及びポータブルトイレの準備及び確保の呼びかけを実施する

(キ) 自主防災組織では、清掃担当者を中心として、清掃用資機材の点検を行う

(5) 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

ア 市

(ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。

(イ) 仮集積場の確認を行う。

(ウ) ごみ処理業者へ発災時の協力を要請する。

#### 4 下水道

下水道はその施設が被災した場合も可能な限り供用地区の排除下水を受けることが地域住民に対する最良の救助活動である。このため警戒宣言が発令された場合、次の準備を行う。

(1) 資材及び設備の点検、確認

(2) 津波等による浸水を防止するため、地下室等低所開口部のドア、シャッター等を閉める。

(3) 停電及び断水の場合は河川水の利用も考えるものとし、重油及び冷却水の貯留量を確認する。

(4) 管きよの使用不能が出た場合、その区間の水洗便所の使用を禁止するため、その広報の準備を行う。

#### 第11節 市有施設設備等の防災措置

防災上重要な施設について、警戒宣言発令時における点検・整備について定め地震防災応急対策の円滑な実施の確保を目的とする。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、住民等の日常の社会生活等

に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

## 1 無線通信施設等

管理者及び使用者は、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに作動状態を確認し、必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- (4) 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (5) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

## 2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については職員等の安全を配慮しおおむね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、応急復旧出動体制の確立を要請する。

### 【東海地震注意情報発表時】

#### (1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急を段階的又は部分的に実施することができる。

##### ア 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

##### イ 岸壁等

耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

#### (2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

#### (3) ため池及び用水路

警戒宣言発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

#### (4) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

- (5) 砂防、地すべり、急傾斜地等  
土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
- (6) 工事中の公共施設、建築物、その他  
警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
- (7) 上下水道施設  
警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
- (8) 廃棄物処理施設
  - ア ごみ処理施設は、警戒宣言発令と同時に施設の稼働を停止し、基幹施設の点検及び保安措置を行う準備的措置を講ずる。
  - イ し尿処理施設は、警戒宣言発令と同時に基幹施設の点検及び保安措置を行う準備的措置を講ずる。
  - ウ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行う準備をする。
- (9) 田牛漁港漁業集落排水施設  
警戒宣言発令と同時に基幹施設の点検及び保安措置を行う準備的措置を講ずる。
- (10) 災害応急対策上重要な建物等  
本部（本庁）等災害応急対策上重要な建物については、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

#### 【警戒宣言発令時】

- (1) 港湾及び漁港施設等  
次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。
  - ア 防潮施設等  
津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。また、水防資機材の点検、配備を行う。
  - イ 岸壁等  
耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
- (2) 河川及び海岸保全施設  
津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。
- (3) ため池及び用水路  
ため池及び農業用水路の管理者は、警戒宣言発令と同時に施設のパトロールを行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行うものとする。また、管理者は市長に対し必要に応じて地域住民に対して避難の指示をするよう要請するものとする。
- (4) 道 路
  - ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行うよう努めるものとする。
  - イ 緊急輸送路及び避難路において、下田警察署等が実施する交通規制に対し協力する。
  - ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため資機材、人員等の配備手配を行う。
  - エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整えるものとする。
- (5) 砂防、地すべり、急傾斜地等  
指定地等危険のおそれのある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。
- (6) 工事中の公共施設、建築物、その他  
工事を中止し必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強、その他保安措置を講ずる。
- (7) 上下水道施設  
基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
- (8) 廃棄物処理施設
  - ア し尿、ゴミ処理施設の稼働を停止し、点検及び保安措置を講ずる。

- イ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行う。
- (9) 田牛漁港漁業集落排水施設  
基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
- (10) 災害応急対策上重要な建物等  
本部（本庁）等災害応急対策上重要な建物については、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

### 3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- (1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
- (2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- (3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

## 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、防災関係機関は住民の生活を確保し、又は安全を確保するため次の措置を講ずる。

東海地震注意情報が発表された時は、住民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

### 【東海地震注意情報発表時】

#### 1 水道（市）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

#### 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社））

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

#### 3 ガス（下田ガス株式会社）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

#### 5 市内金融機関

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

#### 6 バス（株式会社東海バス）

- (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

- (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

## 7 放送（下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、市の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

## 8 鉄道（伊豆急行株式会社）

- (1) 列車の運転規制等
  - ア 旅客列車については、運行を継続する。
  - イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
- (2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

## 9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

## 10 旅客船（神新汽船株式会社、株式会社伊豆クルーズ）

- (1) 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報し、また、警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

## 11 病院・診療所

- (1) 災害発生時治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

## 12 スーパー等

- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかける等、混乱防止のための措置を講ずる。

### 【警戒宣言発令時】

#### 1 水道（市）

- (1) 飲料水の供給に万全を期する。
- (2) 地震発生に備え緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

#### 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社））

- (1) 警戒宣言発令時であっても引き続き電力供給を継続する。
- (2) 地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
- (3) 施設の安全確保のための巡視、資機材の点検を行う。

#### 3 ガス（下田ガス株式会社）

- (1) ガスの製造を調整する。
- (2) 非常体制をとりながら、ガスの供給を継続する。
- (3) 供給世帯に対し、ガスの取扱いについての広報を行う。
- (4) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備等の点検、整備及び機能の確認を行う。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社）

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色・オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。  
また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けサービスの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資材、要員を準備する。

#### 5 市内金融機関

- (1) 金融機関の営業
  - ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。
    - (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
    - (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
    - (ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
    - (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
  - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
    - (ア) 窓口業務の開始又は再開は行わない。
    - (イ) ただし、ATMにおいては、顧客及び従業員の安全を十分考慮した上で、あらかじ

め定めた店舗において運転の継続に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換業務を停止あるいは休止し、不渡処分猶予等の措置を講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

## (2) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

## 6 バス（株式会社東海バス）

(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

## 7 放送（下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう、地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

## 8 鉄道（伊豆急行株式会社）

(1) 列車の運転規制等

列車は、指定した安全地域に停車させ、乗客を避難させる。

(2) 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地させる等必要な措置をとる。

## 9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を要請する。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を要請する。

(4) 走行車両は低速走行する。

## 10 旅客船（神新汽船株式会社、株式会社伊豆クルーズ）

(1) 東海地震予知情報等は、無線等で連絡する。また、乗客には、テレビ・ラジオで直接情報を伝えるよう努める。

(2) 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入

- 港する。
- (3) 航行中の旅客船であっても、夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着岸し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。
  - (4) 着岸中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。
  - (5) 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

## 11 病院・診療所

- (1) 救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

## 12 スーパー等

- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を十分に実施し、顧客、従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかける等の混乱防止のための措置を講ずる。

## 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業において政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

### <各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

#### 【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

### 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

### 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

- (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

- (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
- (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
- (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
- (5) 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
- (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
- (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

### 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること。

- (1) 東海地震注意情報の内容と意味等
- (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
- (3) 冷静な対応の実施
- (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
- (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
- (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

### 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

#### 【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

#### 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

#### 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
- (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

#### 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

- (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
- (2) 情報収集・伝達手段の確保
- (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
- (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
- (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
- (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
- (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者、顧客、従業員等の帰宅対策に関する事項
- (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
- (9) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

#### 4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること。

- (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
- (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容
- (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
- (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

## 5 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

### 1 病院・診療所

#### 【東海地震注意情報発表時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【東海地震注意情報発表時】11病院・診療所に準ずる。

#### 【警戒宣言発令時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【警戒宣言発令時】11病院・診療所に準ずる。

### 2 スーパー等

#### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

#### 【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により住民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全装置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、飲料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

### 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

#### 【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

#### 【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損

壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

#### 4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる施設又は事業所)

##### 【東海地震注意情報発表時】

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置の【東海地震注意情報発表時】6バス、8鉄道、10旅客船に準ずる。

##### 【警戒宣言発令時】

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置の【警戒宣言発令時】6バス、8鉄道、10旅客船に準ずる。

#### 5 学校・幼稚園

県教育委員会は、公立の高校・特殊学校・学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。

高校・特殊学校・学校等は、地域の特性や高校・特殊学校・学校等の実態を踏まえ、高校・特殊学校・学校等の設置者や家族等と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、高校・特殊学校・学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

##### 【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある高校・特殊学校・学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある高校・特殊学校・学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

家族等への引渡しが困難な場合は、学校に待機する。なお、学校に待機させることについては、保護者と平時から十分に協議しておく。

##### 【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除当)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。

家族等への引渡しが困難な場合には、学校に待機する。なお、学校に待機させることについては、保護者と平時から十分に協議しておく。

#### 6 保育所・認定こども園

市教育委員会学校教育課は、保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)に対し、「下田市立保育所防災対策規程」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。

保育所等は、地域の特性や保育所等の実態を踏まえ、設置者や家族等と協議、連携して、

児童の安全確保のために必要な計画を作成し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、児童の在所時、登所時、在宅時の別や、指定の避難場所等を考慮するものとする。

児童の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、児童の家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、登所の方法等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

#### 【東海地震注意情報発表時】

児童が在所中の場合、保育所等は、次の措置を講ずる。

保育を中止し、家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

ただし、警戒宣言発令後に家族等への引渡しを開始したのでは児童の安全確保が困難なことが予想される場合は、家族等への引渡しを実施する。

家族等への引渡しが困難な場合は、保育所等に待機する。なお、保育所等に待機させることについては、保護者と平時から十分に協議しておく。

#### 【警戒宣言発令時】

児童が在所中の場合、保育所等は、保育を中止し、家族等への引渡しを実施する。家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設への移送等必要な措置を講ずる。なお、他の施設への移送等の措置については、家族等と平時から十分に協議しておく。

また、在宅中の場合は、登所しないものとする。

## 7 社会福祉施設

#### 【東海地震注意情報発表時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止装置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

#### 【警戒宣言発令時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

## 8 その他の施設又は事業

(1) 道路

#### 【東海地震注意情報発表時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【東海地震注意情報発表時】9道路に準ずる。

#### 【警戒宣言発令時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【警戒宣言発令時】9道路に準ずる。

(2) ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【東海地震注意情報発表時】3 ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【警戒宣言発令時】3 ガスに準ずる。

(3) 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【東海地震注意情報発表時】1 水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【警戒宣言発令時】1 水道に準ずる。

(4) 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【東海地震注意情報発表時】2 電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の【警戒宣言発令時】2 電力に準ずる。

## 第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が次の要点に従い定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する態勢の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

- (1) 病院（診療所）  
東海地震注意情報発表時の診療体制
- (2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園
  - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
  - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における、避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設

- 入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 上下水道施設  
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

**【警戒宣言発令時】**

**1 各施設が共通して定める事項**

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設設備の整備及び点検
- (7) 防災訓練及び教育広報

**2 施設の特性に応じた主要な個別事項**

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

- (1) 病院（診療所）  
警戒宣言発令時の診療体制
- (2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園  
ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）  
イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における、避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設  
入所者の移送又は家族への引渡し方法
- (4) 水道用水供給施設  
溢水等による災害予防措置

## 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市及び防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分配慮しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

### 第1節 市及び防災関係機関の活動

地震災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

#### 1 市災害対策本部

##### (1) 設置

- ア 市長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、下田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- イ 本部室は、市庁舎西館大会議室に設置するが、災害時に市庁舎が被災し、災害対策本部としての機能を果たすことができないときは、下田市民スポーツセンターで機能を代替する。
- ウ 必要に応じて、本部会議を開催し、市が実施する応急対策等について協議・決定する。
- エ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

##### (2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、法及び下田市災害対策本部条例（昭和37年下田市条例第19号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入
- オ 被災者の救助、救護その他の保護
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 食料生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給
- サ 県への要請、報告等県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

##### (3) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- ア 消防本部
  - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
  - (イ) 消火・救急・救助活動
  - (ウ) 火災予防の広報
- イ 消防団、水防団
  - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
  - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
  - (ウ) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保
  - (エ) 地域住民等の避難指示の伝達、避難地への誘導

- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援
- (4) 職員動員（配備）

地震発災後、職員は直ちに「災害時の職員配備体制の基準」により定められた所定の場所に自動参集し災害対策に当たる。登庁することが困難な場合は、その旨を所属長等に報告し、指示を受ける。

また、所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

初動期における職員の確保が困難な場合には、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

配備体制表

配備基準	体制	配備部局	配備内容
市内で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	事前配備体制 (情報収集体制)	防災安全課の職員及び関係各課（産業振興課・建設課・上下水道課）の係長以上の職員	・各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制
市内で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	事前配備体制 (警戒体制)	全職員	・災害対策本部設置準備 ・各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制
市内で震度5強以上を観測する地震を気象庁が発表したとき	災害対策本部 設置体制	全職員	・災害対策本部設置 ・災害対策（救助）に万全を期す体制

- (5) 下田市防災会議の開催等

ア 必要に応じ下田市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整の災害応急対策の計画作成及び実施推進を図る。

イ この場合、招集される防災会議の委員は、防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとし、会議の運営に当たっては警戒本部の本部会議との継続性の確保を配慮する。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。

## 2 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

- (1) 指定地方行政機関

ア 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

### 【陸上輸送に関すること】

(ア) 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に  
関しての措置

(イ) 市からの要請に対する車両等の調達のあつせん

### 【海上輸送に関すること】

(ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

(イ) 県内船舶が使用できない場合のほか県に対する支援要請

イ 総務省東海総合通信局

電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

(ア) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連携を  
とりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金

の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請

- (イ) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- エ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）  
食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- オ 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）  
管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
  - (ア) 施設対策等
    - あ 河川管理施設等の対策等
    - い 道路施設対策等
    - う 港湾施設対策等
    - え 営繕施設対策等
    - お 電気通信施設等対策等
  - (イ) 初動対策  
地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
  - (ウ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
  - (エ) 他機関との協力
  - (オ) 広報
- カ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
  - (ア) 在港船舶及び沿岸住民に対する津波情報等の伝達周知
  - (イ) 海難等の海上における災害時の救助・救急活動
  - (ウ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
  - (エ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
  - (オ) 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去
  - (カ) 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
  - (キ) 海上における災害に係る救助・救急活動
  - (ク) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
- キ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - (ア) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
  - (イ) 異常気象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置
  - (ウ) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
  - (エ) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- ク 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署下田駐在事務所）
  - (ア) 事業所等の被災状況の把握
  - (イ) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
  - (ウ) 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
- ケ 国土地理院中部地方測量部
  - (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - (イ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
  - (ウ) 地理情報システムの活用を図る。

- コ 環境省関東地方環境事務所
  - (ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - (ウ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- サ 環境省中部地方環境事務所
  - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- シ 防衛省南関東防衛局
  - (ア) 所管財産使用に関する連絡調整
  - (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
  - (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (2) 指定公共機関
  - ア 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）
    - (ア) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
      - あ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
      - い 被災者が差し出す郵便物の料金免除
      - う 被災地あて救助用郵便物の料金免除
      - え 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
    - (イ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
  - イ 日本放送協会
    - (ア) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
    - (イ) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
    - (ウ) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
  - ウ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社
    - (ア) 防災関係機関の重要通信の優先確保
    - (イ) 被害施設の早期復旧
    - (ウ) 災害用伝言ダイヤルサービス171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けサービスの提供
  - エ 日本赤十字社静岡県支部（下田市地区）
    - (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体処理に関すること
    - (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
    - (ウ) 被災者に対する救援物資の配布
    - (エ) 義援金の募集
    - (オ) 災害救助の協力奉仕者等の連絡調整
    - (カ) その他必要な事項
  - オ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
    - 緊急輸送車両の確保及び運行
  - カ 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
    - (ア) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
    - (イ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
  - キ KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社
    - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
  - ク 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

- (3) 指定地方公共機関
- ア 下田ガス株式会社
    - (ア) 二次災害の発生防止のための原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における緊急遮断
    - (イ) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
    - (ウ) 必要に応じた代替燃料の供給
    - (エ) 災害応急復旧の早期実施
  - イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）
    - (ア) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
    - (イ) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
  - ウ 伊豆急行株式会社
    - (ア) 列車の運行状況等の広報
    - (イ) 列車の運転規制
    - (ウ) 旅客数の把握及び避難、救護
    - (エ) 災害応急復旧の早期実施
  - エ 一般社団法人静岡県トラック協会  
協会加盟事務所からの緊急輸送車両の確保及び運行
  - オ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
    - (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
    - (イ) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。)
    - (ウ) 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
  - カ 一般社団法人静岡県建設業協会  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
  - キ 公益社団法人静岡県栄養士会
    - (ア) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
    - (イ) 避難所における健康相談に関する協力
  - ク 富士山静岡空港株式会社
    - (ア) 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置
    - (イ) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
    - (ウ) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
    - (エ) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援
- (4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ア 一般社団法人賀茂医師会
    - (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
    - (イ) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。)
  - イ 株式会社東海バス
    - (ア) 車両の運行状況等の広報
    - (イ) 車両の運行中止に伴う避難誘導
    - (ウ) 乗客及び避難者の把握
    - (エ) 市及び防災関係機関の依頼による防災関係放送

## 第2節 情報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

## 第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

## 第4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うために必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 緊急輸送対策の基本方針

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な措置をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- (3) 市内で輸送手段等の調達ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町に協力を要請する。

### 2 緊急輸送の対象とする人員、物資

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療、助産その他救護等のため緊急輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) 被災者を受け入れるため必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧資機材
- (6) その他市長が必要と認めるもの

### 3 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必需物資の量を勘案する。

#### (1) 陸上輸送体制

##### ア 輸送路の確保

- (ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- (イ) 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- (ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらにあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。
- (エ) 市は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに建設業者の協力を得て、応急復旧を行い輸送機能の充実に努める。

##### イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、市内の運送業者等の協力を得て、次の車両により行う。市長は、市内において輸送手段の調達ができない場合、又は市外から輸送を行う場合は、必要事項を示して県知事又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

- (ア) 市有車両
- (イ) 運送業者等の車両
- (ウ) 自衛隊の車両
- (エ) 借上げた民有車両

##### ウ 集積場所及び要員の確保

市内のあらかじめ指定した物資集積場所において物資の集積配分業務を円滑に行うため、市職員を派遣する。

##### エ 緊急輸送のための燃料確保対策

- (ア) 市有車両、その他市の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、あらかじめ供給協定を締結した業者から確保に努める。
- (イ) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。

- (ウ) 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
- (2) 海上輸送体制
- 市は、港の施設の被害、復旧見込み等の情報を把握し、海上輸送ルートの確保のため下田港の管理者に協力する。
- ア 輸送手段の確保
- 市は、県が実施する海上輸送手段確保を円滑に行うため、漁協等に協力依頼の呼びかけをする。
- イ 民間船舶への協力要請
- 必要に応じ、民間船舶（漁船を含む。）への協力要請を行う。
- ウ 緊急物資集積場所及び要員の確保
- 市は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して港湾・漁港管理者が実施する緊急物資集積場所の確保に協力する。
- 市は、緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を派遣する。
- (3) 航空輸送は、県の実施するところによるが、市は、管内のヘリポートの緊急点検、保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。また、一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
- (4) 輸送の調整等
- 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。
- この場合、次により調整することを原則とする。
- 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
- 「災害救助法」適用に基づく市の実施事項については、「共通対策編第3章第6節災害救助法の適用計画」による。

#### 4 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請するものとする。

### 第5節 緊急物資の確保と配給計画

東海地震発生時における緊急物資の受入体制及び配給方法は、次のとおりである。

#### 1 緊急物資の概要

- (1) 住民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- (2) 災害対策本部は、市が備蓄している物資を住民に提供する。
- (3) 災害対策本部は、上記(1)～(2)によっても緊急物資が不足する場合、協定を締結している民間業者及び県に対して、緊急物資の供給を要請する。

#### 2 活動概要

- (1) 災害対策本部
  - ア 避難所から報告された情報により、緊急物資の不足数量を把握する。
  - イ 緊急物資集積所における備蓄物資の在庫数量及び義援物資の内容を把握する。
  - ウ 緊急物資の調達計画を立案して、協定を締結している民間業者に対して供給を要請及び県に対して供給又は調達の要請をする。
  - エ 協定を締結している民間業者及び県から調達できる数量等を基に、避難所への配分計画を決定する。
  - オ 立案した配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を指示する。
  - カ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物

資の調達に留意するものとする。（夏季には扇風機、冬季には暖房器具、燃料等）

キ 搬送は、協定を締結している静岡県トラック協会静岡支部に要請する。なお、被害状況により搬送が困難な場合は、県に搬送を要請する。

ク 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。

(2) 避難所

ア 避難所での緊急物資の不足数量を把握する。

イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

ウ 不足している緊急物資について、災害対策本部に報告する。

エ 緊急物資の供給について、避難所での受入体制を確保する。なお、要員等に不足が生じる場合は、災害対策本部に報告する。

## 第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応するための県、他の市町村、警察、自衛隊等に対して行う応援要請事項及びその受入体制等について示す。災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### 1 市

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定を締結している市町長に対し応援を求めるものとする。

イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 民間団体等に対する応援要請

市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。

ア 主な応援協力要請の対象

(ア) 赤十字奉仕団、青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体

(イ) 高校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒

(ウ) あらかじめ協定を締結した団体等

イ 応援協力要請の時期及び要請事項

市長は、市外応急対策を実施する必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。

(ア) 必要な人員数

(イ) 作業内容

(ウ) 作業場所

(エ) 集合場所

(オ) その他応援協力要請に関し必要な事項

(4) 緊急消防援助隊の要請

ア 応援要請

市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、「消防組織法」第44条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊部隊の受入

緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講じる。

- (ア) 情報連絡体制
- (イ) 応援部隊への情報提供
- (ウ) 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定
- (エ) 応援部隊への資機材等の提供及び補給
- (オ) ヘリコプターの離発着場の確保
- (カ) 応援部隊の運用
- (キ) その他必要事項

(5) 応援要員の受入れ体制

市長は、他市町村からの応援要員及び防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、必要な応援要員を受入れた場合、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

(6) 自衛隊の支援

共通対策編に準じて行う。

(7) 災害派遣部隊の受入体制

ア 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。

イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

ウ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

(8) 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は原則として、市が負担するものとする。

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）の支援

ア 第三管区海上保安本部への支援要請事項

- (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (ウ) その他市が行う災害応急対策の支援

イ 市長の支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し第三管区海上保安本部の支援について次のア～エの事項を明示した要請書により、必要な措置を講ずるよう依頼する。

- (ア) 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- (イ) 支援活動を必要とする期間
- (ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、県防災行政無線又は口頭により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに文書により依頼する。また、知事への依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接、下田海上保安部の事務所又は沖合に配備された第三管区海上保安本部の巡視船若しくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨を速やかに連絡することとする。

## 第7節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について市、自主防災組織並びに住民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

### 1 消防活動

#### (1) 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

- ア 住民、自主防災組織及び事業所等は自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ウ 消防署及び消防団は、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

#### (2) 消防署及び消防団の活動

##### ア 火災発生状況等の把握

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

##### イ 消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- (ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し安全地区を確保する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (ウ) 危険物の漏洩等により火災が拡大し、又はそのおそれのある地区は住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

#### (3) 事業所の活動

##### ア 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

##### イ 火災が発生した場合の措置

- (ア) 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

##### ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

#### (4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施す

るとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防署又は消防団が到着したときは、その長の指揮に従う。

(5) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーの遮断をする。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

## 2 水防活動

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を下田警察署長に通知する。

イ 水防管理者は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば近隣市町長に対し応援を求める。

(ウ) 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣要請を県に要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間その他応援に必要な事項

## 3 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 消防署、県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 県は、救出活動に関する応援について、市と総合調整を行う。

エ 市は、当該市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は、「第6節 広域応援活動」の定めるところによる。

キ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 市

ア 市長は、市職員及び消防団員、水防団員を動員し、負傷者等を救出する。

イ 被害状況に応じて警察官の協力を求め救出活動を行う。

ウ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合は、要請事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

要請するための事項は、水防活動に準ずる。

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

#### 4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次被害を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地派遣度判定士の協力の下に危険度判定を実施する。

(3) 市民

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 5 災害危険区域の指定

市長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づき災害危険区域に指定する。

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築禁止のほか建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

### 第8節 避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

#### 1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

地震災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

なお、情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。

また、避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を

確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、第4-2章第2節「情報活動」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、第4-2章第3節「広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として避難対象地区の住民に対し「避難の指示」を行うものとする。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長からの要請があったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定するものに報告する。

イ 指示の内容

避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難対象地区の地区名

(イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置などの地震防災応急対策を行うこと。

(ウ) 避難路及び避難先

(エ) 避難する時期

(オ) 避難に際しての服装、携行品等

(カ) 避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

市長は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民等に対し、同時通報用無線、広報車、携帯メール、下田市メール配信サービス、エリアメール（緊急速報メール）等によりその旨の広報を行うものとする。また警察官、海上保安官、自主防災組織等に対し避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

(津波に関する避難対策については、津波対策編 第3章第5節「避難活動」による)

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

・市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

・警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長からの要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

・知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に報告する。

#### イ 規制内容、実施方法

- ・市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- ・市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・放火のためのパトロールを実施する。

#### (5) 避難方法等

##### ア 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

##### イ 誘導方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

##### 【要避難地区で避難を要する場合】

###### (ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

あ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

い 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

う 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集合避難方法により一次避難地又は広域避難地へ誘導する。

え 一次避難地へ誘導した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

(イ) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

##### 【その他の区域で避難を要する場合】

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

##### ウ 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

##### エ 避難地における業務

(ア) 要請により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

あ 火災等の危険の状況に関する情報の収集

い 地震等に関する情報の伝達

う 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

え 必要な応急救護

お 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

(イ) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

## 2 避難所の設置及び避難生活

### (1) 基本方針

市は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び観光客等を含む帰宅困難者等並びに、居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮する

- ものとする。
- (2) 避難所の設置及び避難生活
- ア 避難生活者
- 避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
- イ 設置場所
- (ア) 山、がけ崩れの危険のない地域に設置する。
- (イ) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
- あ 学校、体育館、公民館等の公共建築物
- い あらかじめ協定した民間の建築物
- う 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- (ウ) 障がいのある人、高齢者、乳幼児等の要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。
- (エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場等を確保する。
- (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。
- (カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要することが見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。
- (キ) 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難し、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。
- ウ 福祉避難所
- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。
- (イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、全ての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
- エ 二次的避難所
- (ア) 二次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは二次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
- オ 設置期間
- 市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。
- カ 避難所の運営
- (ア) 自主防災組織の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災組織等による自主的な避難所の運営に努める。

- (イ) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (エ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- (オ) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- (カ) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の福祉避難所、社会福祉施設等への移送に努める。
- (キ) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアも含めた対策を行うものとする。
- (ク) 避難長期化の対策として、避難所に入浴施設の設置や医師の巡回や口腔ケア、必要に応じて暑さ寒さ対策等を行うものとする。
- (ケ) 食事のみを受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市・県等への報告を行うものとする。
- (コ) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

### 3 観光客等に対する措置

- (1) 観光客等への情報提供
  - ア 市は、駅や観光施設等において、避難経路や避難所の情報を提供する。
  - イ 市は、携帯メール、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、防災行政無線及び広報車等を活用し、気象予報・警報等の災害情報や鉄道の運行情報等の必要な情報を提供する。
- (2) 観光客等への指定避難所への誘導
  - ア 旅館、民宿等に宿泊している観光客等は、経営者等の指示により避難するものとする。
  - イ 列車、バス等の乗客は、その車両の責任者の指示により避難するものとする。
  - ウ 海水浴客等に対しては、同時通報用無線、広報車等により避難の指示伝達を行うものとする。
  - エ 上記以外の観光客等に対しては、1に示した多様な情報提供手段により、避難所や避難経路の情報を提供し、最寄りの避難所への避難を促すものとする。

## 第9節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節「社会秩序を維持する活動」に準ずる。)

## 第10節 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。(東海地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応するものとする。)

### 1 陸上交通の確保

- (1) 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置
  - ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
  - イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

- ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
- (2) 地震が発生したときの、自動車運転者のとるべき措置
- ア 走行中の車両は次の要領により行動する。
- (ア) できる限り安全な方法により車両は道路の左側に停車する。
- (イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (ウ) 車両を置いて避難するときはできる限り路外に停車する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 交通規制が実施された場合は、警察官の指示に従い、車両を移動又は駐車する。
- ウ 避難のために車両は使用しない。
- エ なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。
- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
- あ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- い 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

## 2 陸上交通確保の基本方針

- (1) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (2) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- (3) 道路管理者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるように必要な措置を行う。
- ア 道路交通確保の措置
- (ア) 道路管理者、県公安委員会（県警察）は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- (イ) 道路施設の復旧
- 道路管理者は建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
- (ウ) 障害物除去等の優先順位は原則として次による。
- あ 緊急輸送路に選定された道路
- い その他一般道路
- (エ) 除去障害物の処分
- 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。また適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
- (オ) 警察官の措置命令等
- あ 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の

実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

い あによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

う 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、あ及びいに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

え 警察官がその場にいない場合に限り、消防職員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、あ及びいに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

お 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためあ及びいに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

イ 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

（ア）緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

（イ）緊急通行車両の確認事務手続

あ 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

い 確認の手続きの効率化・簡素化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

う 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

ウ 運転者のとるべき措置

県公安委員会（県警察）で示された要領で示す。

### 3 海上交通の確保

下田港の管理者は、管理する港湾について障害物の除去、応急修理等輸送確保のため応急措置を講ずる。

## 第11節 地域への救援活動

日常の生活に支障を来したり災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健・衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(1) 市

ア 緊急物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとに必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(ア) 非常持出しができない被災住民や観光客等に対して緊急物資を配分する。

(イ) 緊急物資の調達先は原則としてあらかじめ市と供給協定を締結した物資保有者とす

る。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。  
市長は必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。

あ 調達、あつせんを必要とする理由

い 必要な緊急物資の品目及び数量

う 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

え 連絡課及び連絡責任者

お 荷役作業員の派遣の必要性の有無

か 経費負担区分

き その他参考となる事項

(ウ) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

(エ) 避難所、その他の要所に自主防災組織を主体として炊出しを実施するとともに食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。なお、食事の提供に当たっては、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

## (2) 市民及び自主防災組織

ア 緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊出しを行う。

## (3) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

## 2 給水活動

### (1) 市

ア 市は、飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

(ア) 給水を必要とする人員

(イ) 給水を必要とする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(オ) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

ウ 地震発生に際して、自主防災組織が行う応急給水活動に必要な資機材を確保する。

エ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

オ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

カ 飲料水に関し、保健衛生上留意すべき事項の情報提供を行う。

### (2) 市民及び自主防災組織

ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生から4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水に協力し、効果的な飲料水の運搬配分を行う。

## 3 燃料の確保

### (1) 市

ア 市は、炊出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。

イ 市長は、炊出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を

示して県に調達のあっせんを要請する。

- (ア) 必要なLPガスの量
  - (イ) 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市民及び自主防災組織  
地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

#### 4 医療救護活動

##### (1) 医療救護活動の基本方針

- ア 市は、地域の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院に中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設（仮設救護病院等）として指定することができる。
- イ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行うこととしているが、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、救護病院等の要請により市が行う。
- ウ 市及び県は、あらかじめ定めた医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- エ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- オ 市は、災害時の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。

##### (2) 救護所

###### ア 設置

市はあらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

- ・下田中学校 ・稲生沢小学校 ・浜崎小学校

###### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

##### (3) 救護病院

###### ア 設置

市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

- ・下田メディカルセンター

###### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重傷患者の災害拠点病院、広域搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入れ状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

##### (4) 市

市は、あらかじめ定めた医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの救護施設に搬送する。
- ウ 傷病者の受入れに当たっては、救護施設が効果的に機能するよう受入れ状況等の把握に努め、必要な調整を行う。
- エ 救護所、仮設救護病院の受入れ状況等の把握のため職員を配置する。
- オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。

カ 市長は、仮設救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

- (ア) 必要な救護班数
- (イ) 救護班の派遣場所
- (ウ) その他必要事項

キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療を県に要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

ク その他災害救助法に基づく医療及び助産に関する市の実施事項は、共通対策編に準ずる。

(5) 市民及び自主防災組織の実施事項

ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。

イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

## 5 し尿処理

し尿の処置は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「下田市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

(1) 市

ア 下水道は機能の保持、復帰が最大の救助活動である。

このため応急活動は次により実施する。

(ア) 管きょ、ポンプ場、処理場の被害状況を調査する。調査については管きょにあっては下水の受入が、ポンプ場にあっては送水が、処理場にあっては水処理がそれぞれ可能であるかを最重点に行う。

(イ) 管きょに使用不能区間のある場合は、その区間の応急通水を試みるとともに流れルートの変更、区間内使用者に対し、水洗便所の使用禁止について広報活動を行う。

(ウ) 断水の場合は、水中ポンプにより河川水を取水し冷却水を確保する。

イ し尿処理

(ア) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず素掘便所、仮設便所等で処理するよう広報を行う。

(イ) 仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(ウ) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとする。

(2) 住民及び自主防災組織

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、素掘便所、仮設便所等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

## 6 廃棄物（生活系）処理

生活系ごみの処置は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「下田市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

(1) 市

ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。

イ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

ウ 収集したごみをあらかじめ選定した場所に埋立又は焼却処理する。

(2) 自主防災組織

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 仮置場に搬入されたごみは、避難所等に設置された焼却炉により、可能な限り焼却を行う。

### (3) 住 民

ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 7 災害廃棄物処理

市は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。また、市だけで対応できない場合には、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。

### (1) 市

#### ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

#### イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

(ア) 家屋の被害棟数等の被災状況

(イ) ごみ処理施設等の被害状況

(ウ) 産業廃棄物処理施設等の被害状況

(エ) 災害廃棄物処理能力の不足量推計

(オ) 仮置場・仮設処理場の確保状況

#### ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

#### エ 仮置場・仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

#### オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

#### カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況を基に、関係機関へ協力要請する。

#### キ 災害廃棄物の処理の実施

「静岡県災害廃棄物処理計画」に基づく「災害廃棄物処理実行計画」及び「下田市災害廃棄物処理」計画に則り、災害廃棄物の処理を実施する。

#### ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

### (2) 企 業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

### (3) 住 民

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 8 防疫活動

### (1) 市

ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。

イ 被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

- ウ 知事により「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべき措置がその管理者に講ぜられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。
  - エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
  - オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- (2) 住民及び自主防災組織  
飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
- (3) 関係団体  
飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。  
地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

## 9 遺体の搜索及び措置

- (1) 基本方針
- ア 市は、県が作成した遺体措置計画策定の手引に基づいて遺体措置計画を改定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
  - イ 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
  - ウ 市は、計画の改定等に際しては、県の助言を受けて行うものとする。
  - エ 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が主体となり、海上保安庁、警察等と協力して行う。
  - オ 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
  - カ 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
  - キ 県は、市が遺体措置を行う必要性が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。
- (2) 遺体の搜索及び措置の活動等
- ア 遺体の搜索  
市職員、消防職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
  - イ 遺体収容施設
    - (ア) 設置  
市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
    - (イ) 活動
      - あ 警察の協力を得て遺体措置を行う。
      - い 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
      - う 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）からの遺体搬送を行う。
      - え 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
      - お 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
  - (ウ) 遺体処置  
市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一次保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管の上で火葬する。
  - (エ) 広域火葬  
大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静

岡山広域火葬計画に基づき火葬を行う。

(オ) 県への要請

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。ただし、それでも火葬受入が困難な場合は、仮土葬後、適切な期間を考慮して再び火葬を行うなどの対応を講じることとする。

- あ 搜索、措置、火葬に必要な職員数
- い 搜索が必要な地域
- う 火葬施設の使用可否
- え 必要な輸送車両の台数
- お 遺体措置に必要な器材、資材の数量
- か 広域火葬の応援が必要な遺体数

(3) 県

市長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。

ア 知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。

イ 知事は、遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。

(4) 住民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

## 10 応急住宅の確保

避難所生活を早急に解消するため、マニュアル（静岡県災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(1) 被害状況の把握

災害救助法の適用のため調査結果等を活用し、被害状況や全壊戸数、避難生活世帯数等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の確保

ア 建設型応急仮設住宅の建設

建設を県から委任された場合は、建築業関係団体等の協力を得て建設する。

応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地の内から災害の状況に応じて選定する。この場合において、被災者に関する世帯人数や高齢者・障がいのある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

イ 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委託された場合は、不動産関係団体の協力を得て借り上げる。

(4) 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、こころのケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

(5) 応急仮設住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できないものうちから認定し入居させる。

また、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

(6) 市営住宅等の一時入居

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、市営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

(7) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

- イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。
- (8) 住宅の応急修理  
建築業関係団体等の協力を得て、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- (9) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請  
ア 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。  
(ア) 応急仮設住宅の場合  
あ 被害世帯（全焼、全壊、流失）  
い 設置を必要とする住宅の戸数  
う 調達を必要とする資機材の品名及び数量  
え 派遣を必要とする建築業者数  
お 連絡責任者  
か その他参考となる事項  
(イ) 住宅応急修理の場合  
あ 被害世帯（半焼、半壊）  
い 修理を必要とする住宅の戸数  
う 修理に必要な資機材の品名及び数量  
え 派遣を必要とする建築業者数  
お 連絡責任者  
か その他参考となる事項  
イ 市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても県にあっせん調達を要請する。
- (10) 住居等に流入した土石等障害物の除去  
住居等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。市長は、市のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。  
ア 除去を必要とする住居世帯（半壊、床上浸水別）  
イ 除去に必要な人員  
ウ 除去に必要な期間  
エ 除去に必要な機械器具の品目別数量  
オ 除去した障害物の集積場所の有無
- (11) 建築相談窓口の設置  
市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び制度融資の利用等についての相談に応ずる。市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

## 11 ボランティア活動への支援

- (1) 支援体制の整備  
市は、ボランティアの受入体制を整備し、応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努める。
- (2) 市  
ア 市災害ボランティアセンターの設置、運用  
(ア) 市は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に社会福祉法人下田市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付け、活動場所のあっせん、配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。  
(イ) 市災害ボランティアセンターは、社会福祉法人下田市社会福祉協議会ボランティア

センターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

(ウ) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

イ ボランティア活動拠点の設置

市は、必要によりあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ウ ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

オ ボランティア団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、下田市赤十字奉仕団、青年団、女性団体等のボランティア団体に対して協力を要請するものとする。

この要請のほか、その他のボランティア団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティアセンターで受け入れるものとする。

(3) 外国人等への支援

市は、要配慮者である日本語の分からない外国人にとって特有の言語や習慣の違いによる課題に対応するため、ボランティアの協力及び関係機関等との連携により外国人被災者を総合的かつ計画的に支援するための体制を整備する。

ア 災害多言語支援センターの設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、公益財団法人下田市振興公社の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。

災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報の提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣を行う。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として統合政策課内に配置し、その活動を支援する。

イ 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

ウ 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 第12節 学校における災害応急対策及び応急教育

幼稚園、小、中、高、特別支援学校（以下この節において「学校」という。）の児童、生徒（以下この節において「生徒等」という。）、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り早期に応急教育を実施するため対策の概要を示す。

### 1 基本方針

学校は、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等を災害応急対策及び応急教育に係る指針として、災害応急対策等の円滑な実施を行うものとする。

また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会は必要に応じて、県に必要な措置を講ずるよう要請する。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策

定するとともに、対策を実施する。

中学生及び高校生等は、教職員の監督の下、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

## 2 計画の作成

### (1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア 学校の防災組織と教職員の任務

イ 教職員動員計画

ウ 情報連絡活動

エ 生徒等の安全確保のための措置

オ そのほか、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

### (2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて県又は地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

学校や教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等についてマニュアル等を整備する。また、避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

## 第13節 被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援護を必要とする住民に対して、生活保護の適用、生活福祉資金、その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。(復興期)

### 1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、知事は要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。県はこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次実効のある当面の措置を講ずる。

### 2 実施事項

- (1) 市又は県が実施する事項
  - ア り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん
  - イ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
  - ウ り災世帯の児童に対する臨時保育所の開設
- (2) 県又は市が民間の協力を得て実施する事項
  - ア り災者に対する生活相談
    - (ア) 実施機関  
市(被害が大きい場合は県と共催)
    - (イ) 相談種目  
生活、資金、法律、健康、身上等の相談
    - (ウ) 協力機関  
県、社会福祉協議会(県、市)、日本司法支援センター静岡地方事務所、日本赤十字社(静岡県支部)、民生委員・児童委員その他関係機関
  - イ り災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
    - (ア) 実施機関  
県(健康福祉センター)
    - (イ) 協力機関  
市、民生委員・児童委員
    - (ウ) 貸付額  
「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
  - ウ り災身体障がい児者に対する援護
    - (ア) 実施機関
      - あ 児童 県、市
      - い 18歳以上 市
    - (イ) 協力機関
      - あ 児童 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
      - い 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
    - (ウ) 対象  
り災身体障がい児者
    - (エ) 援護の内容
      - あ 災害により補装具を破損又は流失した身体障がい児者に対する修理又は交付
      - い 災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生(育成)医療の給付
      - う り災身体障がい児者の更生相談
  - エ 義援金品の募集及び配分
    - (ア) 実施機関  
県、市
    - (イ) 協力機関

教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関その他関係機関

(ウ) 募集方法

災害の程度を考慮して、その都度関係機関と協議し決定する。

(エ) 配分方法

関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。

オ 義援品の受入れ

(ア) 実施機関

県、市

(イ) 協力機関

報道機関その他関係機関

(ウ) 受入方法

被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

### 3 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

(1) 災害低所得者に対する生活福祉資金の貸付

ア 実施機関

県社会福祉協議会、社会福祉法人下田市社会福祉協議会

イ 協力機関

県、市、民生委員・児童委員

ウ 貸付額

「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額

## 第14節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等については、速やかに機能回復を図るための応急措置を講ずる。

### 1 行政無線施設

(1) 同時通報用無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。

(2) 防災行政無線

遠隔制御器等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに措置を講じ、陸上移動局との通信を確保する。また、県防災行政無線施設についても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう県災害対策本部に要請する。

### 2 公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、管理施設等の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案の上、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、

仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 用水路

ア 被害情報の把握

用水路の被害状況を調査する。

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施及び避難指示

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある流域の住民に対し避難指示等必要な措置をとるとともに、迅速に応急措置を講ずる。

(3) 道路

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者、地区担当班職員のパトロール等から被害状況を把握し、橋りょう等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

道路管理者、警察等と連携を保ちながら緊急輸送路確保のため、障害物の除去、迂回路の設定等の必要な応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、あらかじめ協定を結んである市内の建設業者に協力を要請し、資機材の確保、仮工事等の必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(4) 砂防、地すべり急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等より、危険箇所での被害状況を確認し、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ応急措置を講ずる。

エ 避難指示

避難等が必要な場合は、速やかに関係地域住民に連絡し必要な措置をとる。

(5) 災害応急対策上重要な庁舎等

ア 被害状況の把握

市庁舎等防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を把握する。

イ 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(6) 漁港施設等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により緊急輸送に必要な岸壁や防潮堤等港湾及び漁港施設等の被害情報の収集、荷役機械等施設機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所への立ち入り禁止措置や、構造物の機能欠損箇所についての応急措置及び海上緊急輸送の確保のための応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(7) 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

- (8) コンピュータ
  - ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
  - イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。
- (9) 工事中の公共施設、建築物、その他
  - 津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、工事関係者等の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

## 第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

住民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

### 1 水道（市）

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (3) 配管の仮設等による応急給水に努める。
- (4) 本部より要請があった受水優先団体及び医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

### 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社））

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

### 3 ガス（下田ガス株式会社等）

- (1) 都市ガスは直ちに供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びLPガスは安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
- (4) 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。

### 4 通信（西日本電信電話株式会社(静岡支店)、株式会社NTTドコモ東海支社）

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
  - ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
  - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するに必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
  - ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

### 5 放送（日本放送協会、下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

## 6 鉄道（伊豆急行株式会社）

- (1) 不通区間が生じた場合は自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

## 7 道路

- (1) 道路管理者は相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- (4) 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

## 8 市中金融

- (1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

## 9 旅客船

- (1) 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- (2) 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

### 第16節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画の作成義務者に適用するものとする。

#### 1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
  - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
  - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
  - ア 地震及び津波に関する情報収集、伝達
  - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

#### 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、スーパー等
  - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
  - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
  - ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
  - ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。
- (4) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園、社会福祉施設  
避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
  - ア 水道（市）  
水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
  - イ 電 気  
火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
  - ウ ガ ス  
火災等の二次被害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- (6) 道 路  
津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

## 第6章 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基本的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1節 復旧・復興対策

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 1 下田市震災復興本部

##### (1) 設置

ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、下田市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 復興本部は下田市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、下田市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

##### (2) 復興本部の所掌事務

復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 下田市震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報及び伝達

ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 静岡県震災復興基金への協力

オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

##### (3) 下田市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

##### (4) 防災会議の開催等

ア 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。

イ 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

##### (5) 震災復興対策会議

###### ア 設置

本部長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。

イ 震災復興対策会議の構成及び運営は復興本部の定めるところによる。

##### (6) 他市等に対する応援要請

本部長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の市町長に対しあらかじめ締結した災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

#### 2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

##### (1) 指定地方行政機関

###### ア 総務省東海総合通信局

(ア) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監視

(イ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

- (ウ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
  - (ア) 被災者の生活再建支援対策等に関する融資・保険金の支払い義務を含む民間金融機関及び保険会社の業務の円滑な遂行を確保するために、必要に応じて適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡及び適切な措置
  - (イ) 市において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、市に対する無償貸付の適切な措置
- ウ 厚生労働省静岡労働局
  - (ア) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
  - (イ) 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
  - (ウ) 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
- エ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
  - 食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- オ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
  - 【陸上輸送に関すること】**
    - (ア) 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送者に対する輸送力の確保に関する措置
    - (イ) 市からの要請に対する車両等の調達のあつせん
  - 【海上輸送に関すること】**
    - (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
    - (イ) 県内船舶が使用できない場合のほか県に対する協力要請
- カ 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
  - (ア) 管轄する基盤施設（道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - (イ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な復旧・復興対策に関する計画・指導及び事業実施。
  - (ウ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
- キ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
  - (ア) 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
  - (イ) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
- ク 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- ケ 国土地理院中部地方測量部
  - (ア) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
  - (イ) 地理情報システムの活用を図る。
  - (ウ) 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- コ 環境省関東地方環境事務所
  - (ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - (ウ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- サ 環境省中部地方環境事務所
  - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- シ 防衛省南関東防衛局
  - (ア) 所管財産使用に関する連絡調整
  - (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
  - (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## (2) 指定公共機関

### ア 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）

- (ア) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (イ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
- (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (エ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (オ) 災害の発生またそのおそれのある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。  
そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

### イ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整を行う。
- (ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

### ウ 日本赤十字社静岡県支部

- (ア) 義援金の募集・配分委員会への参加
- (イ) 協力奉仕者との連絡調整

### エ 日本放送協会

- (ア) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (イ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (ウ) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (エ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

### オ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

### カ 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）

- (ア) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (ウ) 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

### キ 株式会社イトヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

## (3) 指定地方公共機関・公共的団体

### ア 下田ガス株式会社

- (ア) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

### イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

### ウ 伊豆急行株式会社

- (ア) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新

たな機能の向上を含めた復興の必要性を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

(ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

エ 下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク

(ア) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興に資するための有効適切な関連番組の編成

(イ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

(ウ) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

(エ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

オ 一般社団法人静岡県トラック協会

復旧・復興事業に関わる車両の確保及び運行

カ 公益社団法人静岡県栄養士会

(ア) 要配慮者への食料品の供給に関する協力

(イ) 避難所における健康相談に関する協力

キ 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

ク 富士山静岡空港株式会社

(ア) 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。

(イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う。

## 第2節 激甚災害の指定

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。)

## 第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

### 1 計画策定の体制

(1) 市長は、必要があると認めるときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

(2) 計画策定本部には、関係課長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長等により構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。

(3) 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、下田市震災復興計画審議会を設置する。審議会には全体会議と専門部会を設置することができる。

(4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに下田市震災復興計画審議会に諮問する。

### 2 計画の構成

計画は、基本方針と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

### 3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画等との調整を図るものとする。

### 4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨

時刊行物等を配付し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

## 5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

### 第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

#### 1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行及び編成方針等を定める。

- (1) 財政需要見込額の算定  
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
  - ア 復旧・復興事業
  - イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金
  - ウ その他
- (2) 発災年度の予算執行方針の策定  
緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき事業と当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- (3) 予算編成方針の策定  
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

#### 2 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

- (1) 国・県への要望  
復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特別措置及び宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。
- (2) 地方債の発行  
復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じる。
  - ア 災害復旧事業債
  - イ 歳入欠陥等債
  - ウ その他
- (3) その他の財源確保策  
復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

### 第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

- ・市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- ・市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

### 第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・電気水道用施設などの公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

## 1 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ現実的な復旧計画を策定する。

### (1) 市

#### ア 被害状況の調査

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

#### イ 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

### (2) 防災関係機関

#### ア 被害状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

#### イ 復旧計画の策定

被害状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

## 2 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

### (1) 市

#### ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

#### イ 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### (2) 防災関係機関

#### ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

#### イ 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

#### ウ 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

## 第7節 都市・農山漁村の復興

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人等にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### 1 都市・農山漁村復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

#### (1) 都市・農山漁村復興計画の策定

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

### 2 都市の復興

都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区

域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

- (1) 被害状況の把握  
各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。
- (2) 緊急復興地区の指定  
県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として指定する。
- (3) 「建築基準法」第84条による建築制限の実施  
ア 緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を、必要に応じ指定する。  
イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
- (4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成  
緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、改めて都市計画決定を行う。
- (5) 都市復興基本計画の策定  
県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興に目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
- (6) 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施  
ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。  
イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
- (7) 復興まちづくり支援事業の実施  
住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動へ支援・助成等を行う。

### 3 農山漁村の復興（主に用途地域外）

用途地域外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

- (1) 被害状況の把握  
各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。
- (2) 集落復興基本計画の作成  
県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本方針を作成する。
- (3) 復興基本方針等の調整（復興対象地区の指定）  
被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、都市計画事業等で復興を行うかといった復興基本方針等について県と連絡調整を行う。
- (4) 地域復興基本計画の作成  
県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた地域復興基本計画を作成する。
- (5) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成  
被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
- (6) 復興のための都市計画案等の作成及び実施  
ア 実施する事業制度等を検討する。  
イ 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業実施する。
- (7) 地域復興計画案の作成及び実施  
土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し地域復興計画を作成し実施する。
- (8) 地域復興支援事業の実施  
住民全体の地域復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを

養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

## 第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

#### (1) 住宅復興計画策定

計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた下田市住宅復興計画を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ、連絡調整を行う。

#### (2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

#### (3) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

#### (4) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

ア 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担

イ 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担

ウ 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

#### (5) 災害公営住宅等の供給

ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借上げによる災害時公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

#### (6) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

### 2 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障がい見舞金を支給する。

#### (1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給対象者を把握する。

#### (2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障がい見舞金の決定及び支給については、「下田市災害弔慰金の支給等に関する条例」等に基づき支給する。

### 3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の援護「2 被災者の経済的再建支援」に準ずる。)

### 4 雇用対策

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

- (1) 事業者支援の周知  
市内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
- (2) 離職者に生活支援の実施  
雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
- (3) 再就職の支援制度の周知  
離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。
  - ア 職業訓練、能力開発等制度のPR
  - イ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の推進
  - ウ 合同就職説明会の開催

## 5 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者より困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

- (1) 被災状況の把握  
「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
  - ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
  - イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
- (2) 一時入所の支援  
震災により新たに民間社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所の支援を行う。
- (3) 福祉サービスの拡充
  - ア 定員以上の通所者を受け入れている民間福祉施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の受け入れ施設を対象に支援を行う。
  - イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
  - ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
- (4) 民間社会福祉施設の再建支援  
社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
- (5) メンタルヘルスケアの実施  
精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
- (6) 健康管理の実施  
応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 6 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施設策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施設等の情報提供を積極的に行う。

- (1) 生活再建支援策等の広報・PRの実施  
ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報しもだ等を用い、次のような生活情報を整理し広報・PRする。
  - ア 義援金の募集等
  - イ 各種相談窓口の案内
  - ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
  - エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
  - カ ボランティアに関する情報
  - キ 雇用に関する情報
  - ク 融資・助成情報
  - ケ その他生活情報等
- (2) 外国人への広報  
外国人を対象とした外国語によるPRを図る。
- (3) 県外疎開者への広報・PRの実施  
全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

## 7 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

- (1) 相談窓口等の開設
- ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を派遣する。
  - イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
- (2) 相談窓口等の業務の遂行
- ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
  - イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
- (3) 相談窓口等の閉鎖等  
相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

## 8 保険の活用

- (1) 地震保険の普及促進  
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

## 第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

### 1 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

### 2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

- (1) 中小企業の被災状況の把握  
各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県に報告する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
- ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。
  - イ 次の施策を必要に応じ、実施する。
    - (ア) 相談所の設置
    - (イ) 電話相談の実施
    - (ウ) パンフレットの作成・配付
- (3) 資金需要の把握

- 中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
- (4) 事業の場の確保  
中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
  - (5) 金融面での支援
    - ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
    - イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
  - (6) 金融機関等への協力の要請  
中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
  - (7) 新たな支援制度の検討  
被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。
  - (8) 県への要望  
「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等県を通じて国に要請する。

### 3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握  
各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
  - ア 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。
  - イ 次の施策を必要に応じ、実施する。
    - (ア) 相談所の設置
    - (イ) 電話相談の実施
    - (ウ) パンフレットの作成・配付
- (3) 天災融資法に関する措置の実施  
「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(天災融資法)の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。
- (4) 自作農維持資金に関する事業処理  
自作農維持資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。
- (5) 金融面での措置  
市独自の災害対策に関する融資制度を、積極的に活用する。
- (6) 金融機関への協力の要請  
資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

### 4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

- (1) イベント・商談会等の実施  
地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。
  - ア イベント、プロジェクトの実施
  - イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催
  - ウ 商談会の開催等
- (2) 誘客対策の実施  
被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。
  - ア 観光地での復興・誘客イベント等の実施
  - イ マスコミを活用したPR
  - ウ 大規模な会議等の誘致等